



租登第六二四号鑲區台帳
(許可書及
圖面)

共同石炭
62
10

許可書及許可圖寫

登録番号 福岡県租鉱権登録第614号

鑛區所在地 福岡県嘉穂郡稲築町地内

鑛種名

面積 4334 炭質別面積は異なる
アル

租鑛権者
住所氏名

登録年月日 昭和33年11月22日

存続期間 昭和38年11月21日迄
5年間

特定鑛床 杉谷五尺間三尺炭層
コ-モリ、土間、下ニ、海入

福岡縣嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭
鐵業株式會社

日吉鑛業所

電話 (稲築四三〇番)
大隈一一番

昭和 年 月 日

租登步六四号

設備設計書

山崎



新 報 報 報 報 報 報

探頭報者 三井物産株式会社

報報報者 共同石油報報報報報報

契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石灰炭業株式会社を乙とし、乙が甲所有山野鉱区の一部に租鉱権を設定することについて次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県探鉱権登録第1577号鉱区の一部別図図示の

(1)A区域面積4336アールに賦存する炭層のうち杉谷五尺層および間の三尺層

(2)B区域面積3258アールに賦存する炭層のうち福岡五尺層、下二尺層

(3)C区域面積2775アールに賦存する炭層のうちドマ八尺層および海軍八尺層に租鉱権を設定することを承諾する。

2前項の表示面積については所轄官庁の修正命令によりこれに多少の異動を生じても甲乙とも異議のないものとする。

第2条 乙は前条租鉱権設定承諾区域の内、別図図示(4)区域の杉谷五尺層、間の三尺層、(4)区域の福岡五尺層、(4)区域の下二尺層、ドマ八尺層、海軍八尺層および(4)区域の全炭層については、保衛炭権としてこれを探採しないものとする。

第3条 第1条の租鉱権存続期間は、設定登録の日から5年とする。2前項の期間は、甲乙協議の上これを延長することができる。

第4条 第1条の租鉱料は金4670千円也とし、乙は甲に

(1)租鉱権設定登録と同時に金21670千円を支払い

現金43000千円を租鉱権設定登録の翌月より毎月末均等額を支払い、10ヶ月をもって完済するものとする。

第5条 乙は租鉱区の探採については、予め甲に施業案又は事業計画図を提示し、その承諾を得なければならない。

これを変更しようとするときもまた同様とする。

第6条 甲は乙の租鉱区探採について、随時その探採箇所に入入り調査その他調査なし、又は参考資料の提出を求めることができる。

2前項の場合においては、乙はこれを承諾し、でき得る限りの便宜を考ふるものとする。

第7条 乙は坑内水の流入を防止するため甲の指示する箇所乙の費用で(ダム)を構築するものとする。

2前項の(ダム)構築については一切甲の設計および監督に従うものとする。

第8条 乙は租鉱区の探採に因り、甲の事業に支障を来さないよう最善の処置を講ずるものとする。

2万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。

第9条 租鉱区の探採に基く監督については、乙が全責任を負うものとする。

2乙は租鉱区の探採完了后又はこの契約解除后といえども前項の責任は免れ得ない。

第10条 乙は前条の監督賠償の保証金として租鉱権設定登録の月より毎月300千円を金13622千円に達するまで、甲に積立てな

ければならない。

但し露崎石炭鉱害復旧法廃止の場合は、乙の積立総額は27/33千円としその月別の積立方法に付ては別途協定する。

2 物価の著しい変動により前項の金額を改訂する必要が生じた場合は甲乙改めて協定するものとする。

3 第1項の保証金は租鉱区の採掘に基づく鉱害の賠償が完全に終了したときにこれを精算するものとする。

第11条 乙はその産出にかゝる有煙粉炭 (4500 cal) 保証103700 屯を甲に売渡すものとする。

2 乙は前項の有煙炭以外に煉石を甲に売渡すものとし、その数量価格については毎度甲、乙協議するものとする。

3 売買条件の細目については、甲の岩松支店長と別途協定する。

第12条 前条第3項に規定する場合を除き、この契約に基づく細目事項につき必要ある場合は、甲の山形鉱業所長と、乙との間において別途協定するものとする。

第13条 乙は租鉱区に因して発生する地元関係問題については、全責任をもつてその解決にあたるものとする。

第14条 乙はこの契約に基づく権利義務を甲の承諾なしに、第三者に譲渡し、若しくはその他権利の対象としてはならない。

第15条 乙が租鉱料の支払、鉱害賠償保証金の積立その他この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害賠償を請求することができる。

第16条 本租鉱協定のための申請書に添附する契約書については別途作成するものとする。

第17条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に疑問を生じたときは、甲、乙互に誠意をもつて協議しその解決に当たるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和30年5月23日

東京都中央区日本橋室町2丁目1番地1

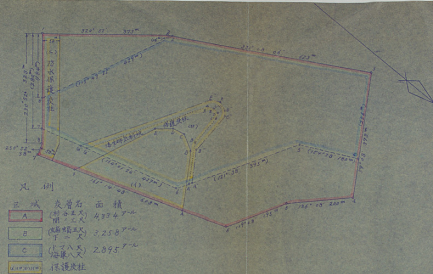
甲 三井鉱山株式会社
社長 栗 木 幹

東京都中央区銀座7丁目5番地の1

乙 共同石炭鉱業株式会社
社長 入 交 太 朗

契約書添附圖

縮尺五千分之一

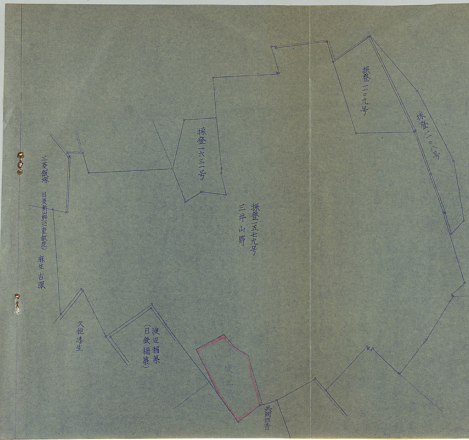
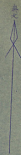


- 凡例
- A 炭層石面積 (約五尺) 4334 坪
 - B 下二尺 (約五尺) 2258 坪
 - C 下二尺 (約五尺) 2895 坪
 - 保護地柱

保護炭柱区域決定表 漆生排氣針坑	杉谷五尺 間三尺			編五尺			下二尺 ドマ八尺 海軍八尺		
	測線	方位角	距離	測線	方位角	距離	測線	方位角	距離
	E-A	161°19'45"	142"	E-A	301°38'	42"	E-A	301°38'	50"
	A-B	233°30'	180"	A-B	233°40'	123"	A-B	233°40'	95"
	B-C	208°30'	54"	B-C	272°20'20"	90"	B-C	271°36'33"	121"
	C-D	167°15'	36"	C-D	247°30'	26"	C-D	240°30'	27"
	D-E	138°25'	56"	D-E	199°00'	18"	D-E	199°00'	28"
	E-F	116°19'11"	271"	E-F	153°00'	20"	E-F	153°00'	32"
	F-G	161°14'48"	115"	F-G	121°45'	786"	F-G	121°45'	415"
				G-F	166°01'20"	143"	G-F	146°01'24"	122"

契約書添附圖

縮尺二万分之一



企画課

組鑛権設定設備設計書

昭和参拾参年 月 日

東京都中央区銀座七丁目五番地の増

申請人 共同石炭製炭株式会社

右代表取締役 入 交 太 蔵

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字牛飼廻七五〇番地

右代理人 明 石 友 助

福岡造船製炭局長

人 見 承 殿

粗鉱権設定設備設計書提出の件

昭和三十三年 月 日 福運出三年第 号を以て申請したる粗鉱権の設定申

請に必要な設備設計書別紙の通り提出致します。

板敷梅設定設備設計書

一 申請人

東京都中央区銀座七丁目五番地の地

共済石炭産物株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎

二 取 扱 山 名

三井鉱山株式会社 山野炭 鉱

三 取 扱 山 の 月 限

1900 年

四 地 質 の 状 態

（参考資料）

申請区域の地などは山地丘陵地で地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より成り、此の間に竹谷、本層、大蛇の三段層群を含み、露頭は申請区域の南部にあり、該区域に向つて傾斜し全区域に露出する。

炭層深度竹谷、本層間は約七二米、本層大蛇層間は一五一米である。

当申請区域内に於ける断層は南部に略南北に延びる深上り約五五米の正断層と区域の深部に南北に延びる深上り約一〇米の正断層がある。

本層群中の幅五尺、下二尺、土間八尺、海軍八尺の四段層は火成岩の侵入を受け傾倒、礫石に変化してゐる。

※ 主要な紙束の位置、走向、傾斜および厚さ

当中間区域の探掘目的炭層は、本層群中の杉谷五尺炭層、間三尺炭層、福島五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層、海軍八尺炭層の六炭層にして炭層の走向は概ね一三四度北に向つて二〇度傾斜す。

標準炭層の厚さは左記の如し。

杉谷五尺炭層	山丈	110	米	間丈	126	米
間三尺炭層		100	米		200	米
福島五尺炭層		100	米		200	米
下二尺炭層		111	米		211	米
土間八尺炭層		148	米		238	米
海軍八尺炭層		181	米		281	米

古洞の位置

本紙鉱区の南に在る竹新境は現在日吉炭鉱において採掘中であり、同坑の深部の溜水は水枕坑道を掘るくし古洞水を抜くものである。

中間区域の杉谷五尺炭層の下層はその殆んどが採掘済であるが、深部は三井山野一坑に於て採掘中のため古洞水は無い。

その他の炭層は新床である。

中間区域の右部には現在採掘中の日吉炭鉱の杉谷五尺炭層(下層)の探掘跡があり更に間三尺炭層は現在採掘中である。

土間八尺炭層および海軍八尺炭層は中間区域右部部に現在採掘中の日吉炭鉱の二坑より探掘せる古洞がある。

これ等の古洞又は今後の日吉炭鉱の探掘跡に對しては別紙図示の如く各層毎に五〇米の防水保安炭柱を掘すことを原契約によつて細結されているところである。

4 埋蔵炭量および可採炭量

炭層名	埋蔵炭量 噸	安全率 %	安全炭量 噸	実収率 %	実収炭量 噸
杉谷五尺炭層	114000	41	114000	88	100320
間三尺炭層	102000	88	82000	80	12000
福島五尺炭層	142000	88	142000	80	113600
下二尺炭層	147000	88	147000	80	117600
土間八尺炭層	184000	41	184000	88	161920
海軍八尺炭層	212000	41	212000	88	186560
計	790200		680000		602700

1911年間に於ける予定出炭高
噸 600000

2 採鉱の方法

(A) 竹炭坑の採炭方法

採炭は現在發行中の日吉炭坑竹炭坑から採炭する該坑は竹炭八尺上層、炭本層採炭の爲昭和十七年二月二十日付を以て日鉄新炭坑より炭本層炭坑を提出し、更に該炭坑より昭和二十五年三月二十日付を以て聯合炭業を提出し又昭和二十五年十月二十五日付および昭和二十九年七月二十八日付(ニ)福通炭業(第三四一號)並に昭和三十一年五月十四日付(ニ)福通炭業(第三〇二號)にて提出の上開可を受け前記炭層を採掘中の石炭坑なり。

本御坑口は現在の坑口と同一にして該区(採炭第一ニヤハ号)第一八号より三〇五度四分、二八一米の位置である。

排気御坑口は現在の坑口と同一にして該区(採炭第一ニヤハ号)第一八号より、三一一度〇〇分三〇四米の位置である。

今調査坑からの調査区域は区域の南部にある山田川新層(深約五五米の正新層)の深部区域にしてその採掘炭層は杉谷五尺炭層の上部および間三尺炭層である。

調査区域の杉谷五尺炭層の下部は三井山野炭業所に於て別紙坑内図の通り採掘済である。

(B) 杉谷五尺炭層の採掘方法

杉谷五尺炭層上層の採掘は現在の竹炭本御の第一スラセ(図示点)より杉谷本御を新設する。その間さく方後は五九度三〇分の方角、傾斜二三度一〇分の岩石

坑道を水平巨龍一〇〇米掘進しその地点より左へ曲折し方位を一度〇〇分に變へ傾斜は同一にして水平巨龍一六〇米掘進して杉谷五尺炭層上層に増炭す。

該炭層よりその間の同一方向にて傾斜一八度の石炭道を水平巨龍にて四〇五米掘進して該区域に達する爲中止する。

当杉谷本御の加背は 22° 米 $\times$ 一八米である。

杉谷排気御は現在の竹炭排気御より水平巨龍三二米の排気御の地点より六一度〇〇分の方角傾斜二八度三〇分、加背 22° 米 $\times$ 一八米の岩石坑道を掘進し、水平巨龍二七米の地点より更に同方角にて傾斜のみを二度一〇分に變更し一四〇米掘進しその地点より杉谷本御と平行方向に 22° 米の間隔を設ける爲左へ曲折し方位を一度〇〇分と變へ傾斜は二度一〇分にて水平巨龍一四〇米にて杉谷五尺炭層上層に増炭す。増炭後は同一方向にて傾斜一八度の杉層坑道を水平巨龍三八五米掘進して中止する。

以上の方法により詳細計測を實施せしめ片敷は左右に四〇 $\times$ 六〇米間隔に設ける即ち左右に二九片敷を設ける。

(C) 間三尺炭層の採掘方法

間三尺炭層の採掘予定区域は今迄の各資料から想定するに左部は炭式が悪いので右側部のみを採掘予定区域とした。

従つて間三尺炭層の採掘は杉谷五尺炭層の片敷坑道より水平掘入坑道を掘進しして間三尺炭層に着炭の上開炭片敷を設ける。

例 杉谷二尺坑の探検方法

探検は現在進行中の日吉炭鉱杉谷二尺坑から山田川新層（露出約五五米の正断層）層部の杉谷五尺炭層および山田川新層下部の堀五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層、海軍八尺炭層を採検する。

探検は杉谷五尺炭層上層探検の爲昭和二十九年一月三〇日付（二）堀浦炭層探検（一八号）にて提出の上図可を受け前回の炭層を採検探検中の石灰坑をり。

本即坑口は現在の坑口で、敷区（探検部「二八八号」第一七号より二九七度二五分六一九米の位置である。

掘気即坑口は現在の坑口で、敷区（探検部「二八八号」第一七号より二九六度一五分、六〇〇米の位置である。

例 杉谷五尺炭層の探検方法

杉谷二尺坑よりの杉谷五尺炭層の探検区域は山田川新層層部の小三角区域にして（炭層部）の杉谷五尺炭層は別記の通り竹藪坑より探検を計画す。その探検方法は前回の杉谷二尺坑の本図を参照して探検す。

即ち現在の本探検（A点）より本坑と同方位（四八度四十分）間傾斜（一九度二〇分）にて杉谷五尺炭層沿層坑道を水平巨層四〇米を掘通すると山田川新層に到達するのでその地点（B点）より水平巨層にて一〇米掘通した箇所より左へ三三二度三〇分の方位に曲折し傾斜五度〇分の沿層にて水平巨層二一〇米掘通し中止。之を杉谷新坑と名給す。

例 堀五尺炭層の探検方法

堀五尺炭層は三井山野炭鉱に於ける炭層および探検の結果炭層中に火成岩が侵入してゐることが明らかであり、従つて炭層の探検が考へられるので本即各片盤坑道より臨時掘入坑道によつて炭層の上図可の可探区域を掘削し該区域に對し、海軍八尺炭層の片盤又は本探の坑道より適當な坑道を設定して探検する。

例 下二尺炭層、土間八尺炭層、海軍八尺炭層の探検方法

下二尺、土間八尺、海軍八尺の三炭層の探検方法は前記杉谷二尺坑本探の山田川新層炭層点（B点）より方位を三五六度〇〇分左へ曲折變更し傾斜を一九度四〇分にて水平巨層二一〇米の岩石坑道を掘きし海軍八尺炭層に到達す。

炭層炭点よりその後の同一方向にて傾斜一六度三〇分の沿層坑道を水平巨層にて三三〇米掘通して該区域に達する爲中止する。

尚本即の加算は「二」米×「一」米で増さす。

探気即は本即と三六米の間隔にて平行方向に掘さす。

即ち現在の探気即（C点）より傾斜一九度三〇分の杉谷五尺炭層の沿層坑道を四五米掘通すると山田川新層に到達するのでその地点（D点）より傾斜二二一度〇〇分の岩石坑道を水平巨層にて二八米掘きしそれより左へ曲折し傾斜は二二一度〇〇分水平巨層一九四米にて海軍八尺炭層に到達す。

海軍炭後同一方向にて傾斜一六度三〇分の沿層坑道を水平巨層三三〇米掘通し中止する。

排気口の加算は 2.5 米 $\times 2.5$ 米の加算で算定す。

以上の方法により断面計算を完成せしめ片側は左右に三〇、五〇米の間隔に設ける。

掘削方法は杉谷五尺段層および四三尺段層は盛土式を採用するが現場の状況により柱脚式掘削方法も採用することもある。

編組五尺段層、下二尺段層、土間八尺段層、海軍八尺段層の四層層は削土、掘石に変化してゐるものと想定されるので掘削の上段柱式掘削方法を実施する。

又下二尺段層、土間八尺段層、海軍八尺段層の三層層はその層間開隔が狭くなる為、その掘削に當つては海軍八尺段層の沿路に設定したる片側を利用して掘削する。その方法は下層の海軍八尺段層より土間八尺段層、下二尺段層と順次に掘削を実施する。

即ち下層の掘削を終了後沈降の適當なる時期に次の上層を掘削する方法を採用する。

掘削に當りては電気オーガー・エンジン・コンベヤー等を使用、幾段掘削を為し掘削時には必要に応じて留保光架又は水木架を実施す。

主要掘削の保安處は片側の掘削終了時に深部より後退して掘削する。

右部の日吉一坑および二坑の掘削時に對して防水の為五〇米の段柱を掘削する。

又右部には三井山野鉱業所の排気銅坑があるのでこれが併設の為別紙坑内図の通り保安處を設ける。

大地表物件（別表）の有無

粗砂区は山地帯であるが掘削による大〇度の鉱害予定境界角線をみると一部に農村部落および農地があり、其の他公共的物件は山田川掘削および道路とがある。

詳細は別表の地表物件一覽表の通り。

大鉱害予防関係

大鉱害予防に關する掘削上の施設

地表は大部分が山林、丘陵地帯で掘削段層の直上には河川敷、道路および部落等はないが、掘削に伴ひ之等の影響を身へるので此等の地表施設を防止する為掘削時には保光架を三〇米以上行う。

大掘削場の位置地帯子定量および流失防止方法

掘坑の一部は坑内掘削面に光架処置するか他の掘石は現在竹藪坑の掘削場を利用し竹藪七五馬力便器部で巻掛け段車で運搬し掘打式に掘削する。

竹藪坑掘削場は山上（海拔七五米）を基準として山の各割（最低四五米）を水平に掘立て、いくやうに地盤する。

その地帯子定量は三四五、〇〇〇立方メートルである。

従つて被害は起らないが、若しその處ある時は、土留、石留、同等の防護施設を行う。

掘坑より掘削等の予防工事を実施す。

坑内排水量および洗鉱水放出量並にこれ等についての鉱害予防施設

竹藪坑および杉谷二尺坑の両坑とも現在の坑内水は常時十分一立方メートル程度で降雨期

は地表浸きため一時出水あり、最大五立方メートルの増加たる為此に對する排水設備を
爲し坑外へ排水す。

向竹新坑の竹簾八尺層の掘削終了後又は杉谷二尺坑の掘削終了後においては中汲水
面をとつて排水し又は必要に依りダムを構築する。

兩坑共坑外の坑口附近に設置してあるコンクリート造りの貯水罐に入れそれよりオ
田田新坑の水流水又は其の極使用水として利用する。

溜炭水の放流についてはマニ式浮遊溜炭機(二台)により微粉を回収せずと共にそ
の汚水は田○馬力のサンドポンプにて排水の上竹新坑貯水池に放流す。

その放水量は一日約四〇〇立方メートルである。

右排水面への汚水は比隣灌に流れ排水の上御水専用のコンクリートの戸欄で才田川
に流入せしむ。

本 新 貯 池 便 利 する 施 策

ん決定供託金以外の賠償相立金の方法および出戻り金等の相立金

根代より相当り一五四を三井鉱山株式会社に相立てる。

又被害予知物件の賠償方針

被害予知物件の賠償については予め調査し被害を生じた時は三井山野鉱務所と協
の上その指示に従ひ償出する。

又地元との新貯池便に關する協定

地元との協定事項なし。

本 新 貯 池 区 と の 關 係

申請区域の右隣地にある三井山野鉱務所の神氣新坑の側面および日吉一坑、二坑の防
水の爲保安設備を要する。

新貯池区(河部および右隣)は申請者経営の日吉炭坑であり、本申請区域の距離は、
日吉炭坑と合併距離を爲すので関係は起らない。

又新貯池に當つて新貯池の三井山野鉱務所の承認を得て実施することにしてゐる。

よその他

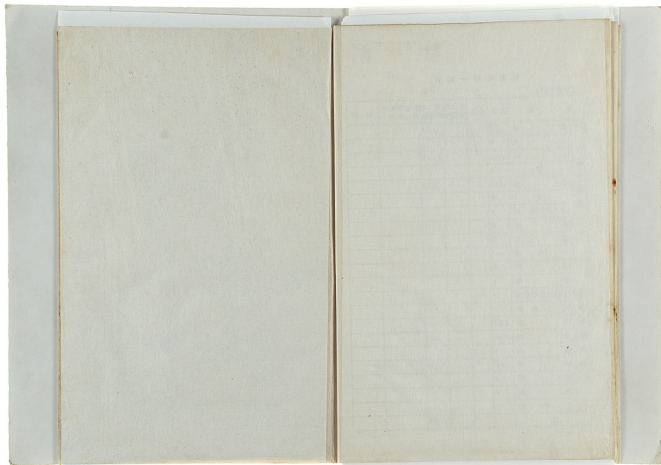
なし

以 上

地 表 物 件 一 覧 表

(単位千円)

種 別	数 量	構造	合 計 評価額	被 害 現 状	被害の 有無程度	備 考
非 公 共 施 設 関 係	路 物	5坪 13坪		550		
	宅 地	坪				
	水 田	46反	100	1610		100%
	畑	■				100%
	溜 池	29所	100	210		100%
	堰	本				
	灌 漑 水 路	■				100%
	井 水 本					
	墓 地	坪				
	そ の 他					
公 共 施 設 関 係	学 校	坪				
	役 所	■				
	上記物件の敷地	■				
	其 他 施 設	■				
	河 川	430	100	1130		60%
	橋 梁	1ヶ所	100	300		50%
	堤 防	■				
	道 路	710	100	100		50%
	鉄 道	■				
	水 道	■				
	そ の 他					
計				3700		



添付圖

五葉の内第一葉 竹藪坑採掘計画圖

縮尺五分一

第二葉 杉谷反坑採掘計画圖

〃

第三葉 坑 外 圖

〃

第四葉 炭層柱狀圖

縮尺六十分一

第五葉 断面圖

縮尺三十分一

五葉内第三葉

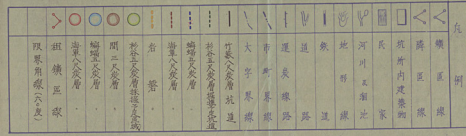
杉谷三坑採掘計畵圖

縮三十分一

坑外圖

縮尺三千分一

縮尺三千分の一



福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷二二六ノ一

(稻築局區内)

共同石炭

鑛業株式会社

日吉鑛業所

電話 稻築四三〇番
大隈一一番

金庫簿

金庫簿の記帳
法

三井鉱山株式会社

記帳指導と
なるうとする者
奥田石炭鉱業株式会社

昭和三十三年六月一日

東京都中央区銀座七丁目五番地の府

申請人

共済石炭鉱業株式会社

右代表取締役

入交太蔵

福岡県福岡市基町大字牛原七五〇番地

右代理人

朝石友直

福岡商船振興局長

人 見 幸 殿

租税増徴設定設備設計書提出の件

昭和三十三年十一月一日福岡出納年報八二一〇号を以て申請したる租税増徴の設定申請に必要なる設備設計書別紙の通り提出致します。

板橋建設設備設計書

一 申請人

東京都中央区銀座七丁目五番地の府

共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎

二 原鉱山名

三井鉱山株式会社山梨興業

原鉱山の月産

30,000 噸

三 地質の概略

申請区域の殆んどは山地丘陵地で地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、
凝灰の互層より成り、此の間に竹谷、本層、大衆の三階層群を含み、斷層は申請区
域の西部にあり該区域に向つて傾斜し全区域に連續する。

砂層群は竹谷、本層間は約70米、本層大衆層間は100—150米である。

若申請区域内に於ける新層は層間に略南北に延びる面より約100—150米の正斷層と区域
の南部に南北に延びる面より約100—150米の正斷層がある。

本層群中の層厚五尺、下二尺、土間八尺、海軍八尺の四層層は大衆岩の侵入を受け
破壊、堆石に変化してゐる。

其主要な低床の位置、走向、傾斜および厚さ

臨時防区域の掘削目的低床は、本層群中の杉谷五尺段層、間三尺段層、堀堀五尺段層、下二尺段層、土間八尺段層、海軍八尺段層の大段層にして段層の走向は概ね一

層に南北に向つて二〇度傾斜す。

掘削段層の厚さは左記の如し。

杉谷五尺段層	山丈	厚さ	傾斜
間三尺段層	1600 米	1600 米	20°
堀堀五尺段層	1000 米	1000 米	20°
下二尺段層	1000 米	1000 米	20°
土間八尺段層	1000 米	1000 米	20°
海軍八尺段層	1000 米	1000 米	20°

六 古洞の位置

本掘削区の前記にある竹藪坑は現在日吉段層において掘削中であり、掘削の目的は水は水接抗道を掘き古洞水を抜くものである。

掘削区域の杉谷五尺段層の下層はその殆んどが掘削済であるが、掘削は三井山野一坑に於て掘削中のため古洞水は低い。

その他の段層は新床である。

掘削区域の右部には現在掘削中の日吉段層の杉谷五尺段層（下層）の掘削跡があり更に間三尺段層は現在掘削中である。

土間八尺段層および海軍八尺段層は掘削区域右部部に現在掘削中の日吉段層の二坑より掘削したる古洞がある。

これ等の古洞又は今後の日吉段層の掘削に對しては掘削指示の如く各層毎に五〇米の防水保安段層を掘すことを契約によつて細細されているところである。

詳細は掘削坑内図の通りである。

七 掘削段層および可掘段層

段層名	掘削段層 相	安全率 相	安全段層 相	実収率 相	実収段層 相
杉谷五尺段層	14000	74	11000	60	47000
間三尺段層	4000	40	4000	40	12000
堀堀五尺段層	11000	54	4700	40	17000
下二尺段層	11000	40	4200	40	14000
土間八尺段層	40000	74	4700	40	17000
海軍八尺段層	14000	44	14000	40	42000
計	104700		44700		64700

へ一年間に於ける予定出炭量

40000 吨

へ 採集の方法

(Ⅱ) 竹藪坑の掘削方法

振興は現在額中の日置原笹竹職坑から振出す所積材は竹八尺上段、阿木本産の
治郎和十七年二月二十日付を以て日経組基上より紅松職基を提出し、更に富永
より昭和二十五三年二月二十日付を以て総合職基を提出し又昭和二十五十月二十
五日付および昭和二十九七月二十八日付（一）福通原職基第一号）並に昭和
三十二年五月十四日付（二）福通原職基第二号）にて提出の上該可を受け前記
三つの振出兼中への石炭採掘なり

本館坑口は現在の坑口と同じにして、區区標（探登標「二七八号」第一八号より西に二度四三分、二八一米の位置である。

押気御坑口は現在、の坑口と同じにして新區標（新登録二二八号）第一八号より二二一度〇分二〇秒の位置である。

今區岩杭からの築造区域は区域の層部にある山田川新層（葛根約二・三米の正新層）の探部区域にしてその探部層は杉谷五尺炭層の上部および間三尺炭層である。

嵯峨区域の杉谷五尺段層の下層は三井山野鉱業所に於て別系統内割の通り製錬済である。

10 杉谷五尺炭層の掘掘方法

杉谷五尺巖層上層の採掘は現在の竹藪本館の第一スラセ（顯示点）より杉谷本館を新設する。その測さく方法は二六度二〇分の方角、傾斜二六度二〇分の岩石

軌道を水平巨星三〇米掘進しその地点より左へ曲折し方位を二五度の二〇分に牽へ傾斜は同一にして水平巨星一六〇米掘進して杉谷五尺段階上層に着床す。

○本米掘進して鉱区線に達する為中止する。

当杉谷本館の加背は二・一米×二・一米である。

杉谷沖奥の在る竹藪御旗坑より水平距離二〇〇米の排気館の地点より一〇度(一)分の方位傾斜二〇へ度、(二)分、加算二〇〇米、又二〇〇米の岩石坑道を測りて、水平距離二七〇米の地点より更に同方位にて傾斜の一五二(二)分に要し、水脈を測しての地点より杉谷本洞と平行方向に二〇〇米の距離を設ける為迄、由折し方位を二〇度(一)分と要し傾斜は二五二(一)分に於て水平距離一〇〇〇米にて杉谷五尺距離上層に到達す。船型は同一方向にて傾斜二五二(二)度の沿層坑道を水平距離二〇〇へ米測進して中止する。

以上の方法により幹細胞群画を完成せしめ片盤は左右に①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿と米開眼に設ける。同も左右に九片盤を設ける。

何国三尺歌麈の撰刻方法

聞三尺炭層の採掘予定区域は今迄の各資料から想定するに左部は炭丈が悪いので右層部のみを採掘予定区域とした。

従つて關三尺炭層の探掘は杉谷五尺炭層の片磐坑道より水平掘入坑道を測さくして關三尺炭層に接吻の上該炭片磐を計ける。

例) 杉谷二尺坑の探掘方法

探掘は現在進行中の日吉段杉谷二尺坑から山田川新層(高根利 $\approx$ 米の五段層)層部の杉谷五尺炭層および山田川新層下部の堀堀五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層、海軍八尺炭層を探掘する。

該坑は杉谷五尺炭層上層探掘の時昭和二十九年十一月三十日付(三)福通探検記録「 $\approx$ 一」にて掘出の上段可を受け前述の炭層を探掘箇層中の石灰坑なり。

本坑口は現在の坑口で敷区部(探検部「ニ」 $\approx$ 号)部一七号より $\approx$ 米 $\approx$ 分 $\approx$ 分、 $\approx$ 米の位置である。

排気口坑口は現在の坑口で敷区部(探検部「ニ」 $\approx$ 号)部一七号より二尺 $\approx$ 分、 $\approx$ 米の位置である。

例) 杉谷五尺炭層の探掘方法

杉谷二尺坑よりの杉谷五尺炭層の探掘区域は山田川新層下部の小三角区域にして(新層下部の杉谷五尺炭層は別記の通り竹藪坑より探掘を断限す)その探掘方法は前述の杉谷二尺坑の本坑を通過して探掘する。

即ち現在の坑口(A点)より本坑と同方位(一)度 $\approx$ 分(距離 $\approx$ 分)距離 $\approx$ 分(二)度 $\approx$ 分にて杉谷五尺炭層沿層坑道を水平巨類 $\approx$ 米を掘進すると山田川新層に達するのでその地点(B点)より水平巨類 $\approx$ 米後退した箇所より左 $\approx$ 度 $\approx$ 分、 $\approx$ 分の方位に曲折し傾斜 $\approx$ 度の沿層にて水平巨類 $\approx$ 米掘進し中止す。之を杉谷新坑と名称す。

例) 堀堀五尺炭層の探掘方法

堀堀五尺炭層は三井山野炭坑に於ける炭層および探掘の結果炭層中に火成岩が侵入してあることが明らかであり、従つて炭層の影響が考へられるので本坑各片炭坑道より臨時掘入坑道によつて探掘の上段新の可探区域を掘削し該区域に対し、海軍八尺炭層の片炭又は本坑の坑道より直角的坑道を設定して探掘する。

例) 下二尺炭層、土間八尺炭層、海軍八尺炭層の探掘方法

下二尺、土間八尺、海軍八尺の三炭層の探掘方法は別記杉谷二尺坑本坑の山田川新層沿層点(B点)より方位を $\approx$ 度 $\approx$ 分左へ曲折変更し傾斜を $\approx$ 度 $\approx$ 分にて水平巨類 $\approx$ 米の沿石坑道を掘進し海軍八尺炭層に達限す。

該沿層点よりその後の同一方向にて傾斜 $\approx$ 度 $\approx$ 分の沿層坑道を水平巨類 $\approx$ 米掘進して敷区部に達する為中止する。

該本坑の加背は $\approx$ 米 $\approx$ 米 $\approx$ 一米で掘さくす。

排気口は本坑と $\approx$ 米の距離にて平行方向に掘さくす。

即ち現在の排気口部(O点)より傾斜 $\approx$ 度 $\approx$ 分の杉谷五尺炭層の沿層坑道を掘進すると山田川新層に達するのでその地点(D点)より傾斜 $\approx$ 度 $\approx$ 分の沿石坑道を水平巨類にて $\approx$ 米掘さくしそれより左へ曲折し傾斜は二一度 $\approx$ 分、 $\approx$ 分の沿石坑道を水平巨類にて海軍八尺炭層に達限す。

該坑後は同一方向にて傾斜 $\approx$ 度 $\approx$ 分の沿層坑道を水平巨類 $\approx$ 米掘進し中止する。

換気口の加算は 2.1 米 $\times 2.1$ 米の加算で集まらず。

以上の方法により幹線断面を完成せしめ片側は左右に二、三メートルの距離に設ける。

採炭方法は杉谷五尺炭層および三三三尺炭層は長壁式採炭法を採用するが現地の状況により柱脚式採炭法も採用することもある。

福島五尺炭層、下二尺炭層、土間八尺炭層、御軍八尺炭層の四炭層は如煙に炭化してゐるものと推定されるので探炭の上炭柱式探炭方法を実施する。

又下二尺處層、土層八尺處層、礫層八尺處層の三層層はその層間距離が僅少な
為、その採取に出つては礫層八尺處層の層層に測定したる片層を利用して採取す
る。その方法は下層の礫層八尺處層より土層八尺處層、下二尺處層と順次に採取
を要する。

即ち下層の探掘を終了後沈降の適当なる時期に次の上層を採掘する方法を採用する。

探炭に當りては電気オーガー・チェーンペー等を使用、炭被探炭を爲し探掘には必要に応じて硬岩充填又は突水種を実施す。

主要切開の保安炭柱は片盤の探掘終了時に深部より後退して探掘する。

右部の日吉一坊および二坊の折衝筋に對して防水の爲に、米の炭柱を埋留する。又右部部には三井山野紅藥所の排氣筋坑があるのでこれが保護の爲に炭坑内面を遮り保安炭柱を設ける。

大地表物件（別表）の有無

租賦區は山地帯であるが、標高による六〇度の紅帽子空間界角線をとると一部に農村部帯および農地があり、其の位公共的物件は山田川橋梁および道路とがある。

大盤害于防閑保

人被害予防に関する技術上の処置

地帯は大部分が山林、丘國地帯で探採炭層の直上には河川棚田道路および部落等はないが、採掘に伴ひ之等に影響を与へるので此等の地帯炭層を防止する為探採時には炭光類を二、三以上行ふ。

大正四年

一帯は杭内振園を経て荒置沼となるが、この倉石は現在の方倉の北東の隅にあり、

馬力強き揚輪で巻揚げ炭車で運搬し、打式に焼成する。

竹藪抗硬地盤は山上（海拔七〇米）を基準として山の谷間（最低四三米）を水平に照立て、いくように地盤する。

その堆積子定量は三〇四、二、〇〇〇立方メートルである。

従つて被害は少ないが、若しその處ある時は、土留、石垣、鋼等の防固施設を行い地土り崩壊等の予防工事を為す。

同地区附近には建築物はない。

堀内掘水盤および深部排水設備並にこれ等についての被害予防処置

[illegible]

は池を掘りため一時出水あり、最大一立方メートルの水量をためこれに對する排水設備を
なし坑外へ排水す。

南竹新坑の竹藪八尺層の採掘終了後又は杉谷二尺坑の採掘終了後においては中段水
溜をとりて排水し又は必要に際しダムを構築する。

両坑共に坑外の坑口附近に設置してあるコンクリート造りの貯水槽に入れそれよりオ
田灌漑機の水流水又は其の転用水として利用する。

灌漑水の放流については二式浮遊灌漑機（二台）により灌漑を遂行すると共にそ
の汚水は一〇馬力のサンドポンプにて排水の上竹新灌漑機に放流す。

その放水量は一日約二〇立方メートルである。

右排水溜れの汚水は沈澱槽に入れ浄水の上排水専用のコンクリートの戸棚でオ田川
に流入せしむ。

三井山野鉱業所に對する地價

一 法定炭鉱会以外の地價額立金の方法および面取電附りの額立金

一 炭代より電附り一〇円を三井山野株式会社に積立てる。

二 被管手掘物件の賠償方針

被管手掘物件の賠償については予め調査し被害を生じた時は三井山野鉱業所と協同
の上その指示に従ひ報償する。

三 地元との被害賠償に關する協定

地元との協定事項なし。

本館排水区との関係

申請区域の右保衛にある三井山野鉱業所の排気新坑の保衛および日吉一坑、二坑の汚
水の為保安設備を設備する。

同排水区（岡部および右保）は申請者経営の日吉炭鉱であり、本申請区域の炭鉱は、
日吉炭鉱と合併營業を為すので関係は起らない。

又排水に當つて排水区の三井山野炭鉱所の承認を得て実施することになっている。

以上

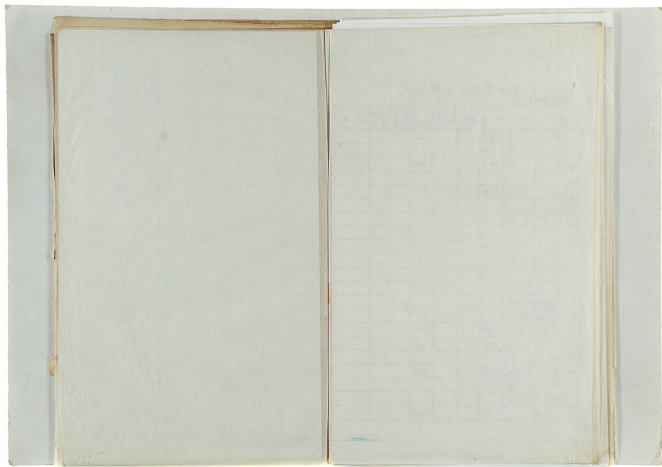
を

以上

地 産 物 件 一 覧 表

(単位千円)

種 別	数 量	構造	合 計 評価額	該 当 子 想 額	現 状 被 害 の 有 無 額 度	備 考
非 公 共 施 設 関 係	建 物	5 戸 13 坪		550		
	宅 地	坪				
	水 田	46 反		1610		
	畑	"				
	蓄 池	24 所		210		
	堰	米				
	灌 漑 水 路	"				
	井	水 本				
	蓄 地	坪				
	そ の 他					
公 共 施 設 関 係	学 校	坪				
	役 場	"				
	上記物件の敷地	"				
	其 他 施 設	"				
	河 川	630 米		1130		
	橋 梁	14 所		300		
	通 路	"				
	道 路	710 米		100		
	飲 水	"				
	水 道	"				
	計			3700		



漆付圖

五葉の内第一葉

竹藪坑採掘計画圖

縮尺三千分の一

五葉の内第二葉

杉谷三尺坑採掘計画圖

縮尺三千分の一

五葉の内第三葉

坑外圖

縮尺三千分の一

五葉の内第四葉

炭層柱狀圖

縮尺六十分の一

五葉の内第五葉

断面圖

縮尺三千分の一

五葉の内第一葉

竹籔坑採掘計画圖

續尺三寸二

五葉の内第二葉

杉谷三尺坑採掘計画圖

縮尺二千分一

杉谷二尺坑 採掘計畫圖

縮尺三千分の一

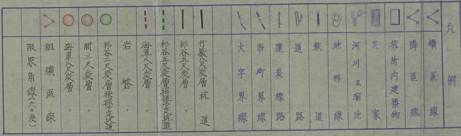
𠂔	𠂕	𠂖	𠂗	𠂘	𠂙	𠂚	𠂛	𠂜	𠂝	𠂞	𠂟	𠂠	𠂡	𠂢	𠂣	𠂤	𠂥	𠂦	𠂧	𠂨	𠂩	𠂪	𠂫	𠂬	𠂭	𠂮	𠂯	𠂰	𠂱	𠂲	𠂳	𠂴	𠂵	𠂶	𠂷	𠂸	𠂹	𠂺	𠂻	𠂼	𠂽	𠂾	𠂿	𠃀	𠃁	𠃂	𠃃	𠃄	𠃅	𠃆	𠃇	𠃈	𠃉	𠃊	𠃋	𠃌	𠃍	𠃎	𠃏	𠃐	𠃑	𠃒	𠃓	𠃔	𠃕	𠃖	𠃗	𠃘	𠃙	𠃚	𠃛	𠃜	𠃝	𠃞	𠃟	𠃠	𠃡	𠃢	𠃣	𠃤	𠃥	𠃦	𠃧	𠃨	𠃩	𠃪	𠃫	𠃬	𠃭	𠃮	𠃯	𠃰	𠃱	𠃲	𠃳	𠃴	𠃵	𠃶	𠃷	𠃸	𠃹	𠃺	𠃻	𠃼	𠃽	𠃾	𠃿	𠄀	𠄁	𠄂	𠄃	𠄄	𠄅	𠄆	𠄇	𠄈	𠄉	𠄊	𠄋	𠄌	𠄍	𠄎	𠄏	𠄐	𠄑	𠄒	𠄓	𠄔	𠄕	𠄖	𠄗	𠄘	𠄙	𠄚	𠄛	𠄜	𠄝	𠄞	𠄟	𠄠	𠄡	𠄢	𠄣	𠄤	𠄥	𠄦	𠄧	𠄨	𠄩	𠄪	𠄫	𠄬	𠄭	𠄮	𠄯	𠄰	𠄱	𠄲	𠄳	𠄴	𠄵	𠄶	𠄷	𠄸	𠄹	𠄺	𠄻	𠄼	𠄽	𠄾	𠄿	𠅀	𠅁	𠅂	𠅃	𠅄	𠅅	𠅆	𠅇	𠅈	𠅉	𠅊	𠅋	𠅌	𠅍	𠅎	𠅏	𠅐	𠅑	𠅒	𠅓	𠅔	𠅕	𠅖	𠅗	𠅘	𠅙	𠅚	𠅛	𠅜	𠅝	𠅞	𠅟	𠅠	𠅡	𠅢	𠅣	𠅤	𠅥	𠅦	𠅧	𠅨	𠅩	𠅪	𠅫	𠅬	𠅭	𠅮	𠅯	𠅰	𠅱	𠅲	𠅳	𠅴	𠅵	𠅶	𠅷	𠅸	𠅹	𠅺	𠅻	𠅼	𠅽	𠅾	𠅿	𠆀	𠆁	𠆂	𠆃	𠆄	𠆅	𠆆	𠆇	𠆈	𠆉	𠆊	𠆋	𠆌	𠆍	𠆎	𠆏	𠆐	𠆑	𠆒	𠆓	𠆔	𠆕	𠆖	𠆗	𠆘	𠆙	𠆚	𠆛	𠆜	𠆝	𠆞	𠆟	𠆠	𠆡	𠆢	𠆣	𠆤	𠆥	𠆦	𠆧	𠆨	𠆩	𠆪	𠆫	𠆬	𠆭	𠆮	𠆯	𠆰	𠆱	𠆲	𠆳	𠆴	𠆵	𠆶	𠆷	𠆸	𠆹	𠆺	𠆻	𠆼	𠆽	𠆾	𠆿	𠇀	𠇁	𠇂	𠇃	𠇄	𠇅	𠇆	𠇇	𠇈	𠇉	𠇊	𠇋	𠇌	𠇍	𠇎	𠇏	𠇐	𠇑	𠇒	𠇓	𠇔	𠇕	𠇖	𠇗	𠇘	𠇙	𠇚	𠇛	𠇜	𠇝	𠇞	𠇟	𠇠	𠇡	𠇢	𠇣	𠇤	𠇥	𠇦	𠇧	𠇨	𠇩	𠇪	𠇫	𠇬	𠇭	𠇮	𠇯	𠇰	𠇱	𠇲	𠇳	𠇴	𠇵	𠇶	𠇷	𠇸	𠇹	𠇺	𠇻	𠇼	𠇽	𠇾	𠇿	𠈀	𠈁	𠈂	𠈃	𠈄	𠈅	𠈆	𠈇	𠈈	𠈉	𠈊	𠈋	𠈌	𠈍	𠈎	𠈏	𠈐	𠈑	𠈒	𠈓	𠈔	𠈕	𠈖	𠈗	𠈘	𠈙	𠈚	𠈛	𠈜	𠈝	𠈞	𠈟	𠈠	𠈡	𠈢	𠈣	𠈤	𠈥	𠈦	𠈧	𠈨	𠈩	𠈪	𠈫	𠈬	𠈭	𠈮	𠈯	𠈰	𠈱	𠈲	𠈳	𠈴	𠈵	𠈶	𠈷	𠈸	𠈹	𠈺	𠈻	𠈼	𠈽	𠈾	𠈿	𠉀	𠉁	𠉂	𠉃	𠉄	𠉅	𠉆	𠉇	𠉈	𠉉	𠉊	𠉋	𠉌	𠉍	𠉎	𠉏	𠉐	𠉑	𠉒	𠉓	𠉔	𠉕	𠉖	𠉗	𠉘	𠉙	𠉚	𠉛	𠉜	𠉝	𠉞	𠉟	𠉠	𠉡	𠉢	𠉣	𠉤	𠉥	𠉦	𠉧	𠉨	𠉩	𠉪	𠉫	𠉬	𠉭	𠉮	𠉯	𠉰	𠉱	𠉲	𠉳	𠉴	𠉵	𠉶	𠉷	𠉸	𠉹	𠉺	𠉻	𠉼	𠉽	𠉾	𠉿	𠊀	𠊁	𠊂	𠊃	𠊄	𠊅	𠊆	𠊇	𠊈	𠊉	𠊊	𠊋	𠊌	𠊍	𠊎	𠊏	𠊐	𠊑	𠊒	𠊓	𠊔	𠊕	𠊖	𠊗	𠊘	𠊙	𠊚	𠊛	𠊜	𠊝	𠊞	𠊟	𠊠	𠊡	𠊢	𠊣	𠊤	𠊥	𠊦	𠊧	𠊨	𠊩	𠊪	𠊫	𠊬	𠊭	𠊮	𠊯	𠊰	𠊱	𠊲	𠊳	𠊴	𠊵	𠊶	𠊷	𠊸	𠊹	𠊺	𠊻	𠊼	𠊽	𠊾	𠊿	𠋀	𠋁	𠋂	𠋃	𠋄	𠋅	𠋆	𠋇	𠋈	𠋉	𠋊	𠋋	𠋌	𠋍	𠋎	𠋏	𠋐	𠋑	𠋒	𠋓	𠋔	𠋕	𠋖	𠋗	𠋘	𠋙	𠋚	𠋛	𠋜	𠋝	𠋞	𠋟	𠋠	𠋡	𠋢	𠋣	𠋤	𠋥	𠋦	𠋧	𠋨	𠋩	𠋪	𠋫	𠋬	𠋭	𠋮	𠋯	𠋰	𠋱	𠋲	𠋳	𠋴	𠋵	𠋶	𠋷	𠋸	𠋹	𠋺	𠋻	𠋼	𠋽	𠋾	𠋿	𠌀	𠌁	𠌂	𠌃	𠌄	𠌅	𠌆	𠌇	𠌈	𠌉	𠌊	𠌋	𠌌	𠌍	𠌎	𠌏	𠌐	𠌑	𠌒	𠌓	𠌔	𠌕	𠌖	𠌗	𠌘	𠌙	𠌚	𠌛	𠌜	𠌝	𠌞	𠌟	𠌠	𠌡	𠌢	𠌣	𠌤	𠌥	𠌦	𠌧	𠌨	𠌩	𠌪	𠌫	𠌬	𠌭	𠌮	𠌯	𠌰	𠌱	𠌲	𠌳	𠌴	𠌵	𠌶	𠌷	𠌸	𠌹	𠌺	𠌻	𠌼	𠌽	𠌾	𠌿	𠍀	𠍁	𠍂	𠍃	𠍄	𠍅	𠍆	𠍇	𠍈	𠍉	𠍊	𠍋	𠍌	𠍍	𠍎	𠍏	𠍐	𠍑	𠍒	𠍓	𠍔	𠍕	𠍖	𠍗	𠍘	𠍙	𠍚	𠍛	𠍜	𠍝	𠍞	𠍟	𠍠	𠍡	𠍢	𠍣	𠍤	𠍥	𠍦	𠍧	𠍨	𠍩	𠍪	𠍫	𠍬	𠍭	𠍮	𠍯	𠍰	𠍱	𠍲	𠍳	𠍴	𠍵	𠍶	𠍷	𠍸	𠍹	𠍺	𠍻	𠍼	𠍽	𠍾	𠍿	𠎀	𠎁	𠎂	𠎃	𠎄	𠎅	𠎆	𠎇	𠎈	𠎉	𠎊	𠎋	𠎌	𠎍	𠎎	𠎏	𠎐	𠎑	𠎒	𠎓	𠎔	𠎕	𠎖	𠎗	𠎘	𠎙	𠎚	𠎛	𠎜	𠎝	𠎞	𠎟	𠎠	𠎡	𠎢	𠎣	𠎤	𠎥	𠎦	𠎧	𠎨	𠎩	𠎪	𠎫	𠎬	𠎭	𠎮	𠎯	𠎰	𠎱	𠎲	𠎳	𠎴	𠎵	𠎶	𠎷	𠎸	𠎹	𠎺	𠎻	𠎼	𠎽	𠎾	𠎿	𠏀	𠏁	𠏂	𠏃	𠏄	𠏅	𠏆	𠏇	𠏈	𠏉	𠏊	𠏋	𠏌	𠏍	𠏎	𠏏	𠏐	𠏑	𠏒	𠏓	𠏔	𠏕	𠏖	𠏗	𠏘	𠏙	𠏚	𠏛	𠏜	𠏝	𠏞	𠏟	𠏠	𠏡	𠏢	𠏣	𠏤	𠏥	𠏦	𠏧	𠏨	𠏩	𠏪	𠏫	𠏬	𠏭	𠏮	𠏯	𠏰	𠏱	𠏲	𠏳	𠏴	𠏵	𠏶	𠏷	𠏸	𠏹	𠏺	𠏻	𠏼	𠏽	𠏾	𠏿	𠐀	𠐁	𠐂	𠐃	𠐄	𠐅	𠐆	𠐇	𠐈	𠐉	𠐊	𠐋	𠐌	𠐍	𠐎	𠐏	𠐐	𠐑	𠐒	𠐓	𠐔	𠐕	𠐖	𠐗	𠐘	𠐙	𠐚	𠐛	𠐜	𠐝	𠐞	𠐟	𠐠	𠐡	𠐢	𠐣	𠐤	𠐥	𠐦	𠐧	𠐨	𠐩	𠐪	𠐫	𠐬	𠐭	𠐮	𠐯	𠐰	𠐱	𠐲	𠐳	𠐴	𠐵	𠐶	𠐷	𠐸	𠐹	𠐺	𠐻	𠐼	𠐽	𠐾	𠐿	𠑀	𠑁	𠑂	𠑃	𠑄	𠑅	𠑆	𠑇	𠑈	𠑉	𠑊	𠑋	𠑌	𠑍	𠑎	𠑏	𠑐	𠑑	𠑒	𠑓	𠑔	𠑕	𠑖	𠑗	𠑘	𠑙	𠑚	𠑛	𠑜	𠑝	𠑞	𠑟	𠑠	𠑡	𠑢	𠑣	𠑤	𠑥	𠑦	𠑧	𠑨	𠑩	𠑪	𠑫	𠑬	𠑭	𠑮	𠑯	𠑰	𠑱	𠑲	𠑳	𠑴	𠑵	𠑶	𠑷	𠑸	𠑹	𠑺	𠑻	𠑼	𠑽	𠑾	𠑿	𠒀	𠒁	𠒂	𠒃	𠒄	𠒅	𠒆	𠒇	𠒈	𠒉	𠒊	𠒋	𠒌	𠒍	𠒎	𠒏	𠒐	𠒑	𠒒	𠒓	𠒔	𠒕	𠒖	𠒗	𠒘	𠒙	𠒚	𠒛	𠒜	𠒝	𠒞	𠒟	𠒠	𠒡	𠒢	𠒣	𠒤	𠒥	𠒦	𠒧	𠒨	𠒩	𠒪	𠒫	𠒬	𠒭	𠒮	𠒯	𠒰	𠒱	𠒲	𠒳	𠒴	𠒵	𠒶	𠒷	𠒸	𠒹	𠒺	𠒻	𠒼	𠒽	𠒾	𠒿	𠓀	𠓁	𠓂	𠓃	𠓄	𠓅	𠓆	𠓇	𠓈	𠓉	𠓊	𠓋	𠓌	𠓍	𠓎	𠓏	𠓐	𠓑	𠓒	𠓓	𠓔	𠓕	𠓖	𠓗	𠓘	𠓙	𠓚	𠓛	𠓜	𠓝	𠓞	𠓟	𠓠	𠓡	𠓢	𠓣	𠓤	𠓥	𠓦	𠓧	𠓨	𠓩	𠓪	𠓫	𠓬	𠓭	𠓮	𠓯	𠓰	𠓱	𠓲	𠓳	𠓴	𠓵	𠓶	𠓷	𠓸	𠓹	𠓺	𠓻	𠓼	𠓽	𠓾	𠓿	𠔀	𠔁	𠔂	𠔃	𠔄	𠔅	𠔆	𠔇	𠔈	𠔉	𠔊	𠔋	𠔌	𠔍	𠔎	𠔏	𠔐	𠔑	𠔒	𠔓	𠔔	𠔕	𠔖	𠔗	𠔘	𠔙	𠔚	𠔛	𠔜	𠔝	𠔞	𠔟	𠔠	𠔡	𠔢	𠔣	𠔤	𠔥	𠔦	𠔧	𠔨	𠔩	𠔪	𠔫	𠔬	𠔭	𠔮	𠔯	𠔰	𠔱	𠔲	𠔳	𠔴	𠔵	𠔶	𠔷	𠔸	𠔹	𠔺	𠔻	𠔼	𠔽	𠔾	𠔿	𠕀	𠕁	𠕂	𠕃	𠕄	𠕅	𠕆	𠕇	𠕈	𠕉	𠕊	𠕋	𠕌	𠕍	𠕎	𠕏	𠕐	𠕑	𠕒	𠕓	𠕔	𠕕	𠕖	𠕗	𠕘	𠕙	𠕚	𠕛	𠕜	𠕝	𠕞	𠕟	𠕠	𠕡	𠕢	𠕣	𠕤	𠕥	𠕦	𠕧	𠕨	𠕩	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

五葉の内第三葉

坑外圖

縮三千分一

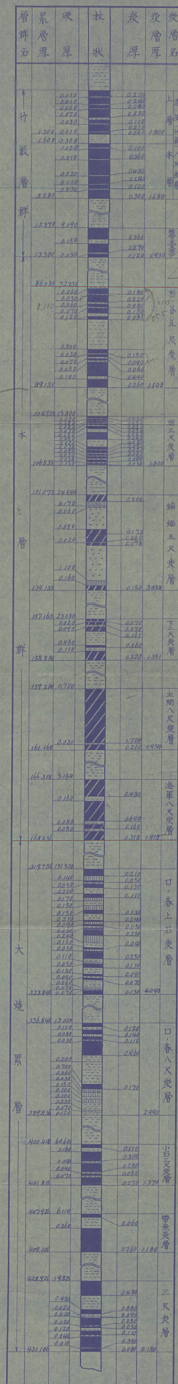
圖外坑 所業鑛吉日 社鈇炭石 同株共業



五葉の内第四葉

炭層柱狀圖

縮尺十分一



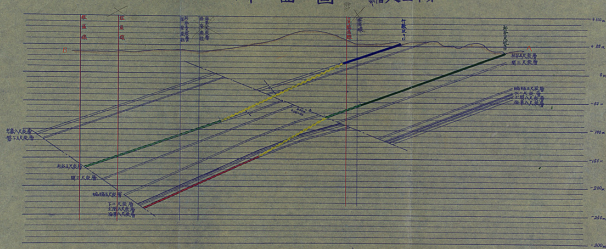
-  煙青炭
 燭石
 無煙炭
 炭質頁岩
 砂岩
 頁岩
 砂質頁岩

五葉の内第五葉

断面圖

縮尺三十分之一

A-B 断面圖 縮尺三千分一



イ 鉄鉱の採掘等に該当す 鉄	如何なる鉄鉱に該当するか 鉄	鉄鉱の採掘等に該当す 鉄
ロ 採掘された鉱物である かどうか	鉄	鉄
6 採掘計画は定常である かどうか	鉄	鉄
7 貯蔵期間に適合である かどうか	鉄	鉄
8 採掘調査は出来たかどうか	鉄	鉄
9 公益との関係はどうか	鉄	鉄
10 地表物等と鉱害の予想は どうか	鉄	鉄
11 鉱害賠償契約は合致である かどうか	鉄	鉄
12 採掘権設定が経済的 調製に必要なかどうか	鉄	鉄
13 其 の 他	鉄	鉄
14 其 の 他	鉄	鉄

鉄鉱採掘権

鉄鉱採掘権

6 採掘計画
鉄

鉄

鉄

鉄

鉄

鉄

(別紙)

秋

庫

租銀補設定申請に関する副申書

1	租銀補者となろうとする者	豊田屋建設株式会社
2	担保者	三井物産株式会社
	調査事項	内 容
3	イ 租銀補区域の面積	12,760.2
	ロ 租物保有区域(租銀区域)の面積	7,420.00(概算)
	ハ 同設定租銀区域の面積	33,332.0
	ニ 既申請中の租銀区域面積	1,164.0
	ホ 申請区域の面積	4,334.0
4	ヘ 租 金 (全区域、分割全区域以上区域)	2,121.0(全4面) 3,620.0(面積) 11/10以内
	イ 申請区域中に無租物区域があるかどうか	除く
5	ロ 租銀補区域かどうか	租銀補区域ではない
	ハ 租銀補区域かどうか	租銀補区域ではない
	ニ 租銀補区域かどうか	租銀補区域ではない
	ホ 租銀補区域かどうか	租銀補区域ではない
6	ヘ 租銀補区域の面積	1,164.0
	イ 租銀補区域の面積	1,164.0

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同 石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大限一一番

昭和 年 月 日

申請手續と関係書類
租鑛権の設定

控

昭和38年6月27日

租鑛権期間延長についての
御 願 書

願人 共同石炭鉱業株式会社

昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日

三井鉱山株式会社

社長 堀 本 幹 郎

共同石油鉱業株式会社

社長 入 交 太 兵 衛

租鉱権期間延長について御願い

御啓 時下初夏の候茲々御多幸の事と存じます。

貴社 貴社御資本の特別の御庇顧を蒙りまして、現在の世界の危機にあり乍らも経営を持続しておりますが、之は御尤に御社の多大な御厚意と御支援によるものと、何時も感謝致しております。

さて当社が経営しています日吉鉱業所の主要採掘地区は、その殆んどが御社山崎鉱業所より、昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日租鉱権設定を受けた区域であり、該地区を御社、竹原坑及び杉谷二尺坑の御主力坑口より越境採掘中であります。

然し乍ら該租鉱区（租登録 〇 〇 〇 号、同第 〇 〇 〇 号）の租鉱権の設定期間は御請求の通り許可登録の日より満 〇 年ととなっていますので、本年の 〇 月 〇 日をもって租鉱権の存続期間が満了となります。従つてその事前に租鉱権の権利を保持し継続するため、租鉱区の存続期間の延長認可申請を提出したいと思ひますので、貴社を御度々御願ひ申上げます。

又さきに（昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日付）上期租鉱権を御社地区に御移転を御請求して御願い申した旨、御承諾を提出してはいたしましたが、この件についても御々御断配を願ひしていることと存じます。

当社と致しましては、別途増収が一筆減らしいのですが、租賦増の範囲内に解決を見ない場合も考慮して、賦区の租利維持のため一応緊急暫定増収とし画有の租賦額の期間延長を御願い申上げる次第であります。

租賦額の内容については下表の通りであります。

租賦額の 登録番号	福岡県租賦額 登録第414号	福岡県租賦額 登録第417号
賦収区の 所在地	福岡県高橋郡高橋町	福岡県高橋郡高橋町
租賦額の 設定農層	本層群中の 杉谷五尺層、国三尺層 等五尺層、下二尺層 土層八尺層、南米八尺層	本層群中の 上二尺層並にこれに 附随する耐火粘土
延長する 期間	昭和22年11月22日より 昭和23年11月22日まで の10年間	昭和22年11月22日より 昭和23年11月22日まで の10年間
賦収担当	北九州市高橋区本町2丁目 204番地 共栄石炭炭産株式会社	北九州市高橋区本町2丁目 204番地 共栄石炭炭産株式会社
租賦区の間数	4327-1	4327-1

上述の通り御願い申上げますので事情御理解の上租賦額の存続期間の延長を御承認下さいませう重ねて御願い申上げます。

敬具

租賦額の内容については下表の通りであります。

上述の通り御願い申し上げますので事情御届の上組織費の存続期
間の延長を御承認下さいませよう重れて御願い申し上げます。

敬具

縮尺五千分の一

租鑛區(租 $\frac{614}{687}$ 號)鑛區內容調查表

換置別	區域	炭層名	備考
組合 第614号	(A)	粘土灰炭層 礫砂互成炭層	間土灰炭層 下二灰炭層
	(B)	粘土二灰炭層 下二灰炭層	間土二灰炭層 礫砂互成炭層 土間二灰炭層 礫砂互成炭層
	(C)	粘土二灰炭層	間三灰炭層
組合 第687号	ABC全區	上二灰層	組合第614号全區 と同一區域

昭和38年11月1日

株式会社養生製薬所

社長 中村文平 殿

共同石炭鉱業株式会社

日吉鉱業所

所長 梅田 義 雄



租鉱権の期間延長の件についてお願い

御等 時下寒冷の極、貴社益々御多祥の事と存じます。

拙て先日来大変御手数を煩しました。租鉱権の期間延長の件で再度お願い申します。

すでに御高承の如く、御社敷区内に設定しています当社の租鉱権（租登第410号、全第457号）が11月11日付で2ヶ年の期間が満了となりますので、前租鉱権の存続期間の延長申請書を、貴社の承認と捺印を得て関係官庁である福岡道南産炭局に11月11日付にて提出致した次第であります。（本申請書及設備設計書の写しは御社に送付しています。）

従つて道産局に於ては現在本件について審議中ではありますが、亦可消道の為その経過を聴取しました処、局の意見としましては設定當時に2ヶ年の数量として決定したにも拘らず今度の延

長にも設定時と略同一の炭量がある。

即ち炭炭量が多い。故に延長期間二年という最高制限である。

このへんに問題点があるということ及本年ノ月報部に新規設定の
租登部ヲモ号の追加炭量等があり、これ等を組合考察した場合
更に期間延長が考えられる。かように問題の租賦区である。

又当社の日吉炭鉱の抽炭形態より検討する時（今後の採掘主要区
域は租賦区内であること。又その出炭の規模及採掘炭区^{と租賦区}の合併開
採であること等）及当初の契約のありかた等より判断する場合、
租賦権としてこの権限を認めることには問題点が多いので本件を
許可するに當つては、本租賦区を増進増区の採掘権に許可後は切
替える事を前提とするという条件が附されました。

その為その意思のあることの書面を提出するよう指示されました。
かような事情でありますので、その主旨に兩う為炭紙（ずつと以
前当社より御社に提出致しました租賦区を増進増区に切替えるの
書）卒しをお送り致しますので、その書面に別紙に記入の如く蓋
印と捺印を願ひたく、御多忙中慮災で誠に恐縮乍ら、以上の主旨
を御理解下さいまして、御交付下さいませうお願い致します。

敬具

昭和ヲ年三月二十二日

三井鉱山株式会社
社長 岡本 幹 殿

共同石灰鉱業株式会社
社長 入 交 大 共 同



現有租鉱権を譲渡増区に変更の御願い

敬啓 時下初春の候、甚々御多幸の事と存じます。

前者 貴社御商社の特別の御恩顧を蒙りまして現在の境界の危機にあり乍ら、ともかくも事業の経営が持続されておりますが、之は猶えに貴社の多大な御厚意と御支援によるものと、何時も感謝致して居ります。

按て貴社が経営しています日吉鉱業所は、御社山野家集所より鉱区分割を受けました区域で、現在竹藪坑及び杉谷三沢坑の両主力坑より鋭意採掘中であります。

かように採掘主区域は御社よりの鉱区分割区域であり、その殆んどは租鉱権設定区域であります。

このような採掘増産と鉱区分割では下記の如く種々問題がありますので、貴社の管理上及行政上より判断し、現有租鉱権を租鉱法第ニ条による譲渡増区の採掘増区に切替え変更させて頂きたく存じます。

主要な理由は次の通りであります。

①別紙図面に示す如くその殆んどが同一地区に譲渡増区区域と租鉱区

(租鉱第ニ条号、租鉱第ニ条号、租鉱第ニ条号)区域が交錯していて複雑であります。

従つて以上の租鉱区の權利区域及炭層を統括統合し、当社の採掘増区の譲渡増区区域として包含し、鉱区を一本化し明確化したいと思ひます。

②租鉱区(租鉱第ニ条号及第ニ条号)が本年ノ月ヨ日をもって期間満了となります。

之等の更新手続き等を考慮した場合、この際全面的に譲渡増区に切替えの許可を受けることを希冀致します。

③租鉱区は閉区に閉鎖があるため決的に採掘の目的とならないので、対外的な関係及信用度合、特に融資関係の障害等を考慮し、事業運営上更に円滑を期するため譲渡増区切替をお願い致します。

④最近の石炭状況に対応する合理化のため、御社、社内においても鉱区分合等について種々御検討の時期かと存じますので御願い致す次第であります。

以上の主旨を御啓願下さいまして特別の御配慮方を懇願申上します。

又鉱区分割の折の統合及調整等より判断しましても、その出発点に於ては譲渡増区を根本とした主旨のものが他の諸事情により一時暫定的な租鉱区の設定に変更になつたものと思考されますので、この環境や御御意を点も多々あると思いますが、是非共同有租鉱区を譲渡増区に切替え変更させて頂きたく伏してお願ひ申し上げます。

切分共に御懇願の上特別な御取扱いと御許可を賜りますより重ねてお願い致します。

敬 真

日吉原素

覚

租税権者共同石炭鉱業株式会社より別紙の通り租税区を
掘進増区に切替え変更についての図番を受領しています
従つてこの件については当社に於て検討中であり、その
結果報告したいと思つています。

昭和22年12月2日

福岡県高橋郡能登町大字津生22番地

鉱業権者 株式会社津生鉱業所

社長 中村文平

昭和38年12月16日

福岡通商産業局

局長 翠坂 重幸 殿

福岡県嘉穂郡穂葉町大字相生3番地
鉱業権者 株式会社相生鉱業所
代表取締役 中 村 文 平



共同石炭鉱業株式会社の租鉱権存続期間延長について

共同石炭鉱業株式会社からかねてより当社に対し租鉱権を譲渡増広
に切替え方の願出がありますが、当社は目下社内的に検討中
であります。

今回共同石炭鉱業株式会社より貴局に申請中の租鉱権存続期間延長
については、特別の御配慮をもって御承諾下さるようお願い申し上
げます。

以 上



租鉄棉の期間延長設備設計書

川原重信著
新保品産古
租鉄棉著と
をうとする者
三井鉱山株式会社
株式会社 炭庄 佐倉所
共同石炭 鉱業株式会社



祖伝圖の存続期間延長に關する設備設置書

マ申 贈 人

福岡県北九州市若松区本町二丁目二〇六番地

祖伝權者 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太兵衛

馬籠鉱区所在地

福岡県高橋郡高橋町

馬籠鉱圖の登録番号および面積

福岡県祖伝登録第六四四号（面積四三三四アール）

設置図層 本層群中の（杉谷五尺上層、圖三尺層、編號五尺層、下二尺層、土

間八尺層、海軍八尺層）

福岡県祖伝登録第六八七号（面積四三三三アール）

設置図層 本層群中の（杉谷上二尺層）

河原鉱山名

株式会社徳生鉄礦所第一採出炭

其地質の状況

中層区域の地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されている。この間に存在する八段層は直方層群であり、上面より竹谷層群、本層群、大段層群の三段層が賦存している。

鉱脈は中層区域外にあり、海社所有鉱区（採登第ニ二七八号）の北部に竹谷層群南部に本層群、鉱区外南部に大段層群の各鉱脈がある。

走向層は概ね北西より東西に走り、北東の当部群区域に向つて約二〇度傾斜している。従つて中層区域は全段層群が埋没している。

主な断層は南部に深上り約五五米の山田川断層、西部に深上り約二〇米の日吉断層その中間に深上り約一〇米の白金断層がある。

この三本の断層は略々二四度西に走る正断層である。本層群中の幅五尺、下二尺土間八尺、海軍八尺の四段層は火成岩の侵入を受け、無煙、燐石、ナタラ等に變化している。

炭層深度は竹谷層群、本層群間約八三米、本層群と大段層群間は約一五二米である。

内 主要な鉱床の位置、走向、傾斜および厚さ

当部群区域の探測目的炭層は本層群中の杉谷上二尺層、杉谷上層および幅五尺、下二尺、土間八尺、海軍八尺の四段層にして走向は概ね三一六度北東に向つて約二〇度傾斜す。

各段層は全区域に亘つて賦存している。

炭層の厚さは凡そ左記の通り

	山丈	炭丈
杉谷上二尺層	一、五〇〇米	〇、九八〇米
杉谷五尺上層	一、三〇〇米	〇、九二〇米
間三尺層	一、六〇〇米	〇、九〇〇米
幅五尺層	一、四八八米	〇、九〇〇米
下二尺層	一、五五一米	〇、八八一米
土間八尺層	一、九五四米	一、九二四米
海軍八尺層	一、九一八米	一、五九八米

古河の位置

徳生鉄礦所定区域内における古河は杉谷上二尺及杉谷下二尺のすぐ下層である杉谷五

尺層はその殆んどが旧三井山野一坑に於て採掘済である。然し乍ら該坑は現在採集中であるので古河本は無い。同三尺層以下の全炭層は剝炭である。

周辺の古河状泥は右部のみで当炭鉱の旧廿一坑及二坑より採掘した古河がある。

一坑は杉谷五尺層を殆んど採掘し同三尺層は屑部のみを採掘し、現在杉谷上二尺層及杉谷五尺上層の屑部区域の剥炭を採掘中である。御水本の水位は海拔(一)五二米である。

二坑は御軍八尺層を殆んど採掘し、土間八尺層(圖右)の採掘は一応中止(一脈採掘)し、一応後退した坑口であるが、現在土間八尺層屑部の目的にて再び本坑の取明調査と各片鑛の推進調査を實施しつゝある。

本坑の御水本の水位は海拔(一)八五米である。

右記の如く右部古河は当炭鉱の採掘跡である為、その掘削度は高く又該古河の防水設備として、別紙圖示如く各炭層毎に五〇米の防水を施すことになっている。

△掘削炭層および可採炭量

炭層	炭層厚	炭層長	平均厚	炭層面積	炭層容積	炭層重量	炭層容積	炭層重量	炭層容積	炭層重量
上二尺層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
下二尺層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
三層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
四層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
五層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
六層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
七層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
八層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
九層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十一層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十二層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十三層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十四層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十五層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十六層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十七層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十八層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
十九層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
二十層	0.7	1.1	784.7	17.00	12.87	88.2	108.45	88.2	108.45	88.2
合計										

△一年間に採ける予定炭量

年産一〇〇〇〇〇噸(月産平均一〇〇〇〇噸)

右記出炭は旧吉炭鉱全坑の出炭量である。

租航区内也出展高は

竹 叢 坑 年 產 四 八 〇 〇 噸 (月 產 四 〇 〇 〇 噸)

計年産二四〇〇〇號

杉卷二尺筥 年産 六六〇〇〇石（月産五五〇〇石）
（月産八五〇〇石）

大样制方法

本層の上部炭層である、杉谷上二尺、杉谷五尺上層、距三尺の三炭層は現在鑛行中の竹藪坑より採掘する。

本層群の下位炭層である、幅五尺、下二尺、土間八尺、海軍八尺の四炭層は杉谷二尺坑より採掘する。

又杉谷二尺奥の左側部地区は本申請租税額の外に租税第七三四号（段立炭焼は本申請の下紙炭焼の幅五尺、下二尺、土間八尺、海軍八尺の四炭焼）の租税地区の追加徴収（昭和三十八年一月十一日）をなし本申請租税額と合併徴収中である。

A 竹藪坑の採掘方法

竹殿氏は昭和十七年二月二十日開坑し、現在杉谷上二尺層及杉谷五尺上層の二層を採掘作業中の石炭坑である。(最終の採掘家の認可は昭和三十六年六月二日付三六採掘度認可第一六二号)

本館坑口は現在の坑口で鉱区標（探検部ニセハ号）第十八号より方位三〇五度四五分、巨離二八一米の（水平巨離以下同じ）の位置である。

神戶新築口も現在の坑口で紙区標（探登第一二七八号）第一八号より方位三一一度〇〇分、距離三〇四米の位置である。

的杉谷上二尺層及杉谷五尺上層の採掘方法

竹盤杭の主幹杭道である杉谷本脚（加背四二米×四一二米）及杉谷辨気脚（加背四二米×四一二米）は現在設置完了している。

杉谷上二尺層及杉谷五尺上層の探掘は右記幹線坑道を利用して探掘を実施する。

片舞筑造は現在左部の最終片盤である左七片を掘途中で現在地点（図示△点）より走向方向に二三五米掘進、鉱区約五米以前にて中止する。

右深部は杉谷本師の左三片巻立地点（図示B点）より師方向に巨巖八米の位置に右六片を設け、これより約五〇米毎に右七、右八、右九の三片盤を設定する。

片板坑道の加骨は通常二一四米×二一四米である。

右深部撈取のため右六片（杉谷五尺上層）を立一二米の地点より一八五度の方位
切上り、巨礫一二米を測進し杉谷上二尺層に端脱させ、着炭後は沿層にて走向方



向に六〇米側溝（途中一〇米附近にて本掘と立体交叉）し、排水卸式法終らせる。
現在は右岸部（右〇片より右五片側）及左岸部（左一―左三片側）の区域は両岸
共採掘を終了し、採掘主力は現在、左岸部区域の左五片及左六片の杉谷二尺を
採掘中である。今後該区域と左七片及右岸部区域を採掘の予定である。

向三尺層の採掘方法

向三尺層の採掘は現在の杉谷五尺^上層の各片盤坑道（巻立より約六〇米の位置）より
水平立入坑道を掘き、向三尺層に掘進せし堀戻後は沿層にて走向方向に
掘進し各片盤を設ける。

向二尺坑の採掘方法

杉谷二尺坑は昭和三十四年三月三十一日付三四掘進採掘第三六号を以て掘進案
の認可を受け現在土間八尺層、海軍八尺層の二層を採掘作業中の石炭坑である。
本掘坑口は現在の坑口で鉱区標第一七号（掘進距離二セハ号以下同じ）より二九
七度二五分、巨離（水平巨離以下同じ）六一九米である。

排水卸坑口は現在の坑口で鉱区標第一七号より二九六度一五分、巨離六〇〇米の
位置である。

当坑の採掘区域は前述の如く本掘坑口の右岸部に掘進第七三四号の新掘坑道の追加
設定（昭和四十三年一月十一日発）を行つたので、本掘坑口盤と共に合併採掘中
である。

向編五尺層、下二尺層の採掘方法

向編五尺層は旧三井山形炭鉱に於ける炭鑛の結果、炭層中に火成岩が侵入している
ことが明らかであり従つて炭層の脈絡と炭質の変化等が考察される。

又下二尺層も同様であり、且つ薄層であるので後に述べる本掘の各片盤坑道より隣
接盤入坑道を設け、採炭を奨励し採掘可否を調査し、経済的可採区域を地層の上、
該区域に対し掘削片盤より適當な盤入坑道を設定して採掘するものとす。

土間八尺層、海軍八尺層の採掘方法

土間八尺層及び海軍八尺層の採掘方法は現在の本掘地点（図示A点）より、その盤
の本層方向（方位三五六度〇〇分）で傾斜第一四度の土間八尺層の沿層坑道（加背
二二米×二二米）を巨離で一四〇米側溝し、粗鉱区域（新製炭層五米）に達
するので中止する。

排水卸は現在地点（図示B点）よりその盤の排水卸方向（方位三五六度〇〇分）、

偏傾斜約一四度の土間八尺層の沿解軌道（加骨二米×三米）を巨瀬で一八二米掘削して中止する。

以上の方法により幹線軌道を完成せしめ、片盤を左右に設ける片盤側溝は原則として三〇（四）五米である。

埋も左部は現在設定の左十四片より深部に三片盤を設定する。右部は現在設定の右十一片より深部に三片盤を設定する。

その片盤軌道（加骨二米×二米）の長さは最大約五一五米、最少約一六〇米である。

掘削方法は竹藪坑の杉谷上二尺層、杉谷五尺上層、傾三尺層の三段層は有煙炭であるので蒸機式採を用すが、現場の状況により佳勝式掘削方法も採用することもある。

杉谷二尺坑の幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、御某八尺層の四段層は、無煙、傾石に炭化しているものと、推定されるので、掘削の上層佳勝式掘削方法を、実施する。掘削に當つては、竹藪坑に於ては電気オーガー、チェーンコンペヤー等を使用するも、杉谷二尺坑に於ては、空気穿岩機を使用し、穿孔式両坑口共炭破炭をなす。

掘削跡には必要に応じて硬岩充填又は灰水層を実施す。

本坑及び併発掘軌道内支柱は通常鉄梁で脚は木脚とする。

片盤掘道は木脚を原則とし必要に応じて鉄梁を使用する。

主要部間の便宜段は片盤坑掘進終了時に深部より後退して掘削する。

両坑口共右中層部には第一連生炭の排気新坑があるので、これが併發の爲、掘削坑内面の通り解安段柱を設ける。

十一 地表物件（別紙）の有無

申領区域の地表はその殆んどが丘陵地帯であるが、採掘による穴〇裏の低着手跡角跡をとると一部に農村部部および農地、その他公共的物件として山田川懸橋および道路等がある。

詳細は地表の地表物件一覽表の通り

十二 低着手跡関係

低着手跡に關する採掘上の位置

地表は前述の通りであるが竹藪坑に於てはその採掘段層である杉谷五尺上層との深度は層部で約一三七米、深部で約二四七米である。前記物件の地表陷落を防止するため、掘削跡には出便を利用し、手跡充填を行い層および深口灰水層中間に

設備の増設実施を行う。(光増率約四〇・四五%)

杉谷二尺坑に設てはその割目的脱溜である土間八尺層と地盤との深さは層毎で約一八七米、層毎で約二九二米である。採掘に際しては地盤崩落を防止する為、採掘跡には保光網および栗木欄等の光増を施行する。

採掘方法も鑛石の結晶状で炭状にて賦存している為、該区域の鑛炭を行つた上賦存区域のみの部分採掘(約二八五と想定)を実施する。

従つて採掘による地表沈下は殆んど皆無であると想定される。

又腐食防止の位置、地盤予定量および流失防止方法

腐食の一部は坑内採掘跡に懸垂するが、他の抽石は現在使用している。

本坑の便給場を利用する、その方法は坑外に巻揚げられた便溜を竹藪七五馬力便巻設備で巻揚げ、便ボケットに入れ便ボケットより約三四〇米離れた本坑便給場までダンプカー(六馬力)により給炭する。

便給平面積二四〇〇〇米方米であり、その地盤予定量は一九四〇〇立方方米である。

この便給予定区域内および附近には民家および公共施設等の建築物はなく用地は私有地で被害は起らないが、若しその虞ある時は土留、石留、網等の防護施設を行い地入り崩壊等の予防工事を怠ること。

又坑内排水量および流石汚水放出量並にこれ等についての被害予防施設

①竹藪坑内区

竹藪坑の現在の坑内水は常時毎分二五立方方米程度で降雨期は毎分二八立方方米程度であるので、これに對する排水設備をなし、坑外排水する。

坑内より排水された水は坑口上部に設けられているコンクリート造りの貯水槽に入れそれより竹藪水洗機の水洗水又はその他の使用水として利用する。

湧泉水の放流については、二式浮遊式脱炭機(二台)により復動を回復なすと共にその汚水は比隣溝に入れ静水の上、排水専用のコンクリートの戸壁で才田川に流入せしむ。その放水量は一日約四〇〇立方方米である。

②杉谷二尺坑内区

杉谷二尺坑の現在の坑内水は常時毎分二八立方方米程度で降雨期は毎分二立方方米の増加なる為、これに對する排水設備をなし坑外へ排水する。

杉谷二尺坑に設ける洞窟探検者の掘石専用掘削機（毎時二〇割）に於て掘石の手
捌、ふらい分、粉砕等を行い給與する。

但し、水洗による選別は行なわれないので、水洗汚水はない。

十、三井鉱山賠償に對する賠償

法定供託金以外の賠償積立金の方法および出資額当りの積立金、取崩者三井鉱山株
式会社に対し、賠償賠償の保証金として毎月二十三万円宛、千五百十五万円に達
するまで積立てるとの協約を締結してゐる。

十一、被害予想物件の賠償方針

賠償区域内深掘によつて被害を生じた場合は、被害賠償の責を負う。

当地区は在時三井山野鉱業所に於て竹谷層群の竹藪八尺本層及本層群上部の杉谷
五尺層を採掘終了した地区である。その後右記採掘両段層の上層採掘を目的とし
組鉱柵を設定し、竹藪八尺上層の層部は辻鉱業の辻段深掘部は深生鉱業第一溝出
炭坑で採掘し、杉谷五尺層層部地区は出炭坑に於て前述の如く、竹藪坑より採掘
を実施しつつあり、深掘は第一溝出炭坑に於て採掘を実施してゐる現狀である。

かように各段坑の採掘が競合してゐる。

従つて鉱害については原種である三井山野鉱業所で統合、調査検討し各段坑と
協議の上、その鉱害について決定することにしてゐる。従つてその復旧の折衝お
よび復旧の一部は三井山野鉱業所で代行することにしてゐる。

その都度の復旧費は前述の積立金とは別途に、その段坑に賠償を行い、その費用
は毎日吉段坑が三井山野鉱業所に支払う。

十二、地元との鉱害賠償に關する協定

前述の如く三井山野鉱業所に於て鉱害賠償を總て代行するため地元との協定はな
さ。

十三、隣接地区との割割

申請区域の中央右部に三井山野鉱業所の深生銅坑の坑道保安炭柱区域（別紙図示）
及竹藪坑の杉谷上二尺、杉谷五尺上層の四二層のみに對して層部山田川層沿いに
防本保安炭柱区域（別紙図示）として採掘禁止区域があるので、該地区は必要な坑
坑道通過のみとし、採掘は実施しない。

隣接地区（洞部および右部）は申請人経営の毎日吉段坑があり、又申請区域の端部は
毎日吉段坑と合併閉鎖をなすので問題は起らない。

又地盤に當つては原種者三井山野鉱業所の承認を得て実施することにしてゐる。

地 表 物 件 一 覧 表

(単位千円)

物件別	区分	敷 地			敷 築 費 (租 税 等)
		件数	数量	償 還 費	
土	道 路	1	680	2.27	3.63
	河 川				
	堤 防				
	堤 防				
	堤 防				
	堤 防				
	堤 防				
	堤 防				
水	池 田			5.29	3.63
	計				
農 地	耕 田	1000	2	3.2	7.50
	畑 田	1000			3.63
	小 計			3.20	3.63
	農 用 地	1	20	3.63	1.12
	農 用 地	2	200	1.12	3.21
	農 用 地	2	200	0.77	1.70
	農 用 地				
	農 用 地				
等	小 計			3.74	10.33
	計			10.99	4.69
家 屋 等	私 有 家 屋	1	2.27	10.3	0.78
	用 地				
計	計			20.3	0.78
	計				
合 計	計			11.63	2.33

※ 水道、鉄道、学校、公用、公共用建築物等の該 当物件は無い、従つて収害の該当なし

十五その他

漆付圖

第五
第一葉 竹竅坑採掘計畫圖

縮尺 $\frac{1}{20}$

第二葉 杉谷尺坑採掘計畫圖

縮尺 $\frac{1}{20}$

第三葉 坑外圖

縮尺 $\frac{1}{20}$

第四葉 炭層柱狀圖

縮尺 $\frac{1}{60}$

第五葉 鑛區圖

縮尺 $\frac{1}{50}$

第五
葉の内
第一葉

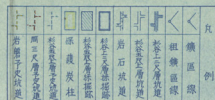
竹藪坑採掘計画圖



縮尺三千分一

竹 簍 坑 採 掘 計 画 圖

縮尺三千分の一



第五
第~~四~~葉の内第二葉

杉谷三尺坑採掘計画圖



縮尺三十分一

第五
葉の内第三葉

坑外圖



縮尺三千分一

坑外圖

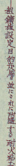
縮尺三千分の

第四卷の内幕四葉

炭層柱狀圖

縮尺六十分の一

共同石灰
鑛業株式會社
曰吉鑛業所

$$\text{轉尺} \frac{1}{60}$$


九 訓

-  燧 青 炭
 燧 石
 炭 質 頁 岩
 火 成 岩
 砂 岩
 頁 岩

第五葉の内第五葉

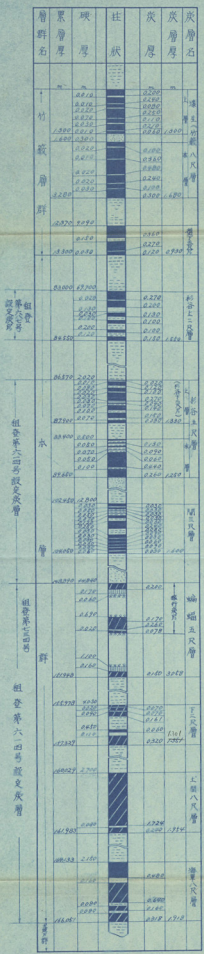
鑛
區
圖



縮尺 五十分の一

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52

炭層柱狀圖 縮尺 1/60



凡例

- 煤
- ▨ 砂岩
- ▧ 頁岩
- ▩ 火成岩
- 頁岩
- 頁岩

福岡県嘉穂郡稲築町才田

共同石炭
業株式会社

日吉鋁業所

電話
（稲築一四三〇番）
大隈一一番



租 鉱 権 設 定 契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、
乙が甲所有の山野鉱区の一部に租鉱権を設定することについて
次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の制銅業探鉱権登録第ノ1777号鉱区
の一部割図々示の区域面積 $\times 2,307$ アールに賦存する石炭層
のうち上二尺層並にこれに附随する耐火粘土に租鉱権を設定
することを承諾する。

第2条 前項の表示面積については所轄官庁の修正命令によりこれ
に多少の異動を生じて甲、乙とも異議のないものとする。

第3条 乙は前条租鉱権設定承諾区域の内、割図黄色区域につ
いては探礦資格としてこれを探掘しないものとする。

第4条 第1条の租鉱権存続期間は、設定登録の日から昭和22
年ノ1月ヨ2日迄とする。

第5条 前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

第6条 第1条の租鉱料は、金 $\times 7$ ノ千円也とし、乙は甲に
租鉱権設定契書と同時にこれを支払う。

第7条 乙は租鉱区の探掘については、予め甲に調査案又は探
査割図を提示し、その承諾を得なければならない。

これを変更するときもまた同様とする。

第6条 甲は乙の管轄区内に立入り、調査その他の調査をなし、

又は調査資料の提出を求めることができる。

1 前項の場合においては、乙はこれを承諾し、できる限りの便宜を与えるものとする。

第7条 乙は管轄区内の探採により甲の事業に支障を来さないよう最善の処置を講ずるものとする。

2 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。

第8条 この契約に基づく項目事項につき必要がある場合は、甲の山野鉱業所長と乙との間で、別途協定するものとする。

第9条 乙は管轄区内に発生する地元関係問題については、全責任をもつて、その解決にあたるものとする。

第10条 乙はこの契約に添く権利義務を甲の承諾をなしに、第三者に譲渡し若しくは、その他権利の対象としてはならない。

第11条 乙が租料の支払、その他この契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害賠償を請求することができる。

第12条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に異議を生じたときは、甲、乙互に誠意をもつて協議し、その解決に資するも

と^{する}。

上記契約の証として、本書3通を作成し、甲、乙各1通を保有し、他の1通は租料徴収定所蔵のため使用する。

昭和5年7月10日

東京都中央区日本橋室町2丁目ノ番地ノ

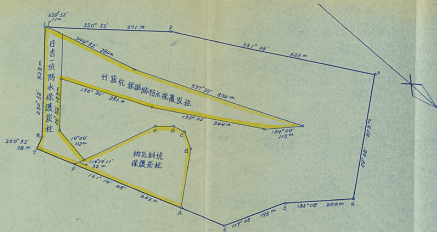
甲 三井鉱山株式会社
社長 岡本 幸

東京都中央区銀座7丁目ノ番地ノ

乙 興同石油鉱業株式会社
社長 入 交 太 郎

契約書添付圖

縮尺五千分之一



保護炭柱巨域決定表 泰生排瓦斜坑	上二尺			
	測線	方位角	距離	
	A—B	161°14'45"	142 ^m	
	A—B	239°30'	180	
	B—C	208°30'	54	
	C—D	167°15'	36	
	D—E	135°25'	56	
	E—F	146°19'11"	271	
	F—7	161°14'48"	115	



契 約 書

株式会社植生鉱業所（以下甲という）と共闘石炭鉱業株式会社（以下乙という）とは三井鉱山株式会社と乙の間に昭和十一年九月二十日付締結した契約に基き設定した植生礦（福岡県植生礦登録部々々号）の存続期間の延長について次の通り契約する。

福岡県植生礦登録部々々号の存続期間を昭和十一年十一月二十日までに十年延長する。

上記契約の証として本書二通を作成し、甲、乙各一通を保有する。

昭和十一年九月二十日

福岡県高橋郡船場町大字中武武大寺地

甲 株式会社植生鉱業所

社長 中 村 文 平

福岡県北九州市若松区本町二丁目二〇番地

乙 共闘石炭鉱業株式会社

社長 入 交 太 兵 衛

委 任 状

福岡県高橋郡船場町大字中武武大寺地

梅 田 義 雄

右の人を私の代理人と定め左の権限の行為を委任します。

一 株式会社植生鉱業所所有の福岡県採掘権登録部武四九〇号鉱区に当社の設定している福岡県植生礦登録部六八七号植生礦の存続期間を昭和四拾陸年拾月貳拾貳日まで、鉱業法第七十六条第四項および鉱業法施行規則第二十五条の規定による延長の認可申請に関する一切の権限
右代理委任の意旨を表示します。

昭和拾陸年八月拾月八日

福岡県北九州市若松区本町二丁目二〇番地

植生礦者 共闘石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入 交 太 兵 衛

圖の延長を申請する次第であります。

右認可されたく項約書を添えて申請します。

昭和三十一年十一月六日

福岡県嘉穂郡藤原町大字藤生五番地

振興組合 株式会社藤生振興所

右代表取締役 中 村 文 平

福岡県北九州市若松区本町二丁目二〇六番地

振興組合 大同石炭振興株式会社

右代表取締役 入 交 太 兵 衛

福岡県嘉穂郡藤原町大字才田二〇六番地

右代理人 細 田 義 雄

福岡通商産業局

専 執 重 幸 殿

延焼する理由

申請の福岡県組杭登第第六八七号は昭和三十五年十一月十一日登録され、その設定
炭層は本層群の杉谷上二尺層である。

当組炭区設定以前に該区域と同一地区に当組炭組登第第六一四号（設定炭
層は本層群の杉谷五尺上層、四三尺層、幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、梅坂八
尺層）の組炭権を設定し、その最上層炭層の杉谷五尺上層の探掘を開始し、その探掘
中に本組炭区に設定の杉谷上二尺層の炭質、炭層間隔（杉谷上二尺層と杉谷五尺上層
の間は約二米）等を確證し杉谷上二尺層は炭質約四五米の薄層であるが、同一炭層
より同時に探掘を実施すれば有利であり、且探掘可能な炭層であると判断し、本組炭
権の追加設定を行なつたものであります。従つて組登第六一四号（今回別紙を以て炭
権の期限延長を同時に申請中）が母胎であり、かように炭質一体の密接な関係にあ
ります。

現在当社所有の福岡県探掘権登第第二七八号と同記炭区と共に合併範囲中であ
ります。

坑口は該組炭区の層部に所在している、前記探掘炭区内に同坑している竹新坑より
深掘を実施しています。

探掘状況は前述の如く当組炭区設定炭層である、杉谷上二尺層と杉谷五尺上層（組
登第六一四号設定炭層）の二層を後述式炭脈状で探掘し、月産約四〇〇〇噸の炭
を行つています。

その掘出炭量は四、九一〇噸（杉谷上二尺層のみ）であります。前記の如く
探掘主力である組登第六一四号と合併範囲であり、且杉谷上二尺層と杉谷五尺上層
の炭層間隔僅少（約二米）のため主要炭源の終了後は炭源維持上必要であり、又本組
保安炭柱等に該坑口終掘までは保有しなければならぬのであります。

かような現状でありますので、炭量を局内に探掘することは到底不可能であ
ります。

然るに此等の炭質をこの個炭蔵することは、國家的見地から見ても非常な損失であ
り、又新たに開発するとなれば、莫大な投資を必要とします。

従つて申請炭区の掘出炭量は、上記の範囲により出炭現有の坑内および坑外の地
段を利用し、引抜き降炭を継続することが最善と考へ、こゝに該組炭権の存続期

控

租税額の存続期間の延長申請書

一 租税額および延滞利息の氏名または名称および住所

福岡県福岡郡船場町大字聯座五五番地

添付書類 株式会社瀬屋敷所

右代表取締役 中 村 文 平

福岡県北九州市若松区本町貳丁目貳〇大番地

租税額者 共同石灰産業株式会社

右代表取締役 入 交 太 兵 衛

二 租税額の所在地

福岡県福岡郡船場町

三 租税額の登録番号

福岡県租税額登録第六八七番

四 延長する期間

自昭和参拾八年拾月貳拾参日

至昭和四拾参年拾月貳拾玖日

五ヶ年間

1500円
印入料



新 華 書 局 出 版

作 者 三 井 物 產 會 社

編 譯 者 共 和 石 印 社 編 譯 分 社

解 説

三井鉱山株式会社を甲とし、武蔵石炭鉱業株式会社を乙とし、乙が甲所有山賃借地の一部に租地権を設定することについて次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の埋蔵物探査権第1377号鉱区の一部賃借地を示す

(1) A区域面積43247平方メートルに賦存する埋蔵物のうち約五尺層および四尺三尺層

(2) B区域面積32587平方メートルに賦存する埋蔵物のうち約五尺層、下二尺層

(3) C区域面積24757平方メートルに賦存する埋蔵物のうち約八尺層および約八尺層に租地権を設定することを承諾する。

2 前項の表示面積については所管官庁の地主命令によりこれに若干の異状を呈しても甲乙とも異状のないものとする。

第2条 乙は前条租地権設定鉱区区域の内、別図附示の区域の約五尺層、四尺三尺層、C区域の約五尺層、D区域の下二尺層、約八尺層、約八尺層およびC区域の全賦存埋蔵物について、採掘権としてこれを主張しないものとする。

第3条 第1条の租地権存続期間は、要約契約の日から5年とする。

2 前項の期間中、甲乙協議の上これを延長することができる。

第4条 第1条の租地料は年々44670千円とし、乙は甲に前条租地料と同等の金24470千円を支払い

例金47000千円を低額積立金計の五月より毎月半均額を支払い、10ヶ月をもつて返済するものとする。

第5条 乙は租税区の併合については、予め甲に影響又は影響範囲を提示し、その承諾を得なければならない。

これを違反しようとするときはまた併合とする。

第6条 甲は乙の租税区併合について、臨時その範囲内所定入り居住その範囲内をなし、又は該等範囲の費用を定めることができる。

よ請求の併合においては、乙はこれを承諾し、でき得る限りの便宜を与えるものとする。

第7条 乙は境内水の流入を防止するため甲の併合する範囲に乙の排水（ダム）を併合するものとする。

また別の（ダム）併合について乙は一切甲の排水および境内に返すものとする。

第8条 乙は租税区の併合に際し、甲の事業に支障を来さないよう格別の配慮を要するものとする。

第9条 甲の高利に支障を及ぼした場合は、乙は該等範囲の責任を負うものとする。

第10条 低額積立金の範囲に及ぶ範囲については、乙が全責任を負うものとする。

乙は低額積立金の範囲を解法は他の租税区と同一であることであることを保証するものとする。

第11条 乙は低額積立金の範囲を解法は他の租税区と同一であることであることを保証するものとする。

なければならぬ。

但し臨時石炭税額削減停止の場合は、乙の研究開発は27755千円とむその月並の積立方針に付ては別途協定する。

乙が他の税制上の範囲によりその範囲を改訂する必要がある場合は甲乙改めて協定するものとする。

第12条 甲の併合金は低額積立金の範囲を改訂する範囲が完全に終了したときにこれを放棄するものとする。

第13条 乙はその範囲にかゝる有価証券（450000）の併合

103700を甲に売却するものとする。

乙は併合の有価証券以外に低額積立金を併合するものとし、その低額積立金については併合甲、乙が併合するものとする。

第14条 併合金の併合については、甲の若狭支店と別途協定する。

第15条 併合金の併合に際しては、甲の併合金の併合と、乙との併合において別途協定するものとする。

第16条 乙は租税区に併合して併合する低額積立金の範囲については、全責任をもつてその併合にあたるものとする。

第17条 乙はこの併合に及ぶ低額積立金を併合するに、第三者に併合し、若しくはその併合の併合として行はならない。

第18条 乙が低額積立金の併合、低額積立金の併合の併合の併合の併合の併合に併合したときは、甲はこの併合を併合することができる。

第19条 甲は併合の併合により併合を併合した併合においても、乙に併合金を請求することである。

第14条 本租税特許協定の文書の印紙特許が附する契約書について
は別添付とするものとする。

第17条 この契約に就いては協定又は協定のないう形に契約を
生じたときは、甲、乙両方に罰金をもつて罰せしその罰金にたる
ものとする。

上記契約のとして、本条を添付し、甲、乙の両方を保存す
る。

昭和20年5月25日

東京都中央区日本橋區新2丁目1番地1

甲 三井鉱山株式会社

北橋 源 水 野

東京都中央区銀座7丁目5番地1

乙 共同石油産業株式会社

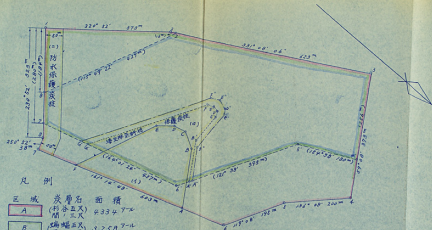
社長 入 富 太 次

契約書添附圖

縮尺二万分之一

契約書添附圖

縮尺二分之一



凡例

区域	炭層名	面積
A	杉谷五尺間、三尺	433.4 7-6
B	端端五尺下二尺	3,250 7-6
C	下二尺海軍八尺	2,095 7-6
保護炭柱	保護炭柱	

保護炭柱區域決定表
產生非免糾紛

杉谷五尺 間、三尺

測線	方位角	距離
6-A	161°14'48"	142
A-B	239°30'	180
B-C	248°30'	84
C-D	167°15'	36
D-E	158°25'	56
E-F	114°19'11"	271
F-7	161°18'48"	115

端端五尺

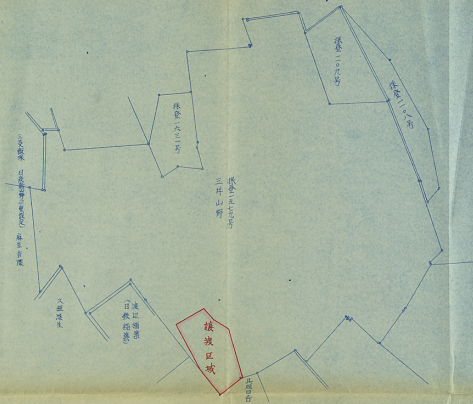
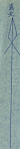
測線	方位角	距離
6'-A'	301°38'	42
A'-B'	239°40'	123
B'-C'	272°20'20"	90
C'-D'	247°30'	20
D'-E'	199°00'	18
E'-F'	155°00'	20
F'-G'	121°45'	386
G'-7'	166°01'20"	143

下二尺 下二尺海軍八尺

測線	方位角	距離
6-A'	301°38'	40
A'-B'	239°40'	95
B'-C'	271°36'33"	121
C'-D'	247°30'	27
D'-E'	199°00'	29
E'-F'	155°00'	32
F'-G'	121°45'	415
G'-7'	166°01'20"	122

契約書添附圖

縮尺二万分之一



を有し、この金銀を期間内に探掘することは到底不可能であります。

然るに此等の炭金をこの鐵炭にするとは国家的見地から見ても非常な損失であり

又新炭を炭にするにすれば、莫大な投資を必要とします。

従つて申請炭鉱区の西谷炭鉱は、上記の理由により炭鐵混有の坑内および坑外の施設を利用し引続き採炭を継続することが最速と考へ、ここに該炭鐵混有の存続期間の延長を申請する次第である。

右認可されたく契約書を添えて申請します。

昭和三十八年十一月六日

福岡県高橋郡福橋町大字馬生五五番地

採掘権者 株式会社佐世炭礦所

右代表取締役 中村文平

福岡県北九州市若松区本町二丁目二〇六番地

採掘権者 共同右炭鐵株式會社

右代表取締役 入交太兵衛

福岡県高橋郡福橋町大字才田二〇六番地

右代理人 梅田鶴

福岡県高橋郡福橋町

炭 鐵 業 者 殿



其延長する理由

申請の福岡県炭権登録第六一四号は昭和三十三年十一月二十二日登録され、その設定炭層は本層群の杉谷五尺上層、間三尺層、幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層である。

該組鉱区は隣接の当社所有鉱区の福岡県探掘登録第一二七八号及申請組鉱区と同一区域の福岡県炭権登録第六八七号（今同別紙を以つて該組の期間延長を同時に申請中、設定炭層は本層群の杉谷上二尺層）並に福岡県炭権登録第七三四号（昭和三十三年十一月十一日登録、設定炭層は本層群の幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層）と共に目下合併協議中である。

前記探掘鉱区は該組鉱区の右側部に所在し、組鉱区の探掘坑口である竹藪坑及杉谷二尺坑の坑口は、両坑口共探掘鉱区内にある。然し乍ら深部探掘行為に伴い、前記組鉱層の設定を受け、該組設定炭層のうち、本層群の上部炭層である、杉谷五尺上層、間三尺層は竹藪坑より探掘する計画にて既に杉谷上二尺層（組登録第六八七号組鉱区にて設定）と杉谷五尺上層を掘進式長壁法により探掘し、月産四〇〇〇噸の

出炭を為しつゝある。間三尺層は未着手で今後の探掘対象炭層である。

又過去の設定炭層で本層群の下部炭層である、幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層の四炭層は杉谷二尺坑より探掘する計画にて、現在土間八尺層（燐石）を主探掘目的炭層とし、海軍八尺層（ナタラ）と共に該二層を炭柱式方法により、探掘を實施し、月産五〇〇〇噸の炭の出炭を行つてゐる。

未探掘炭層の幅五尺層は火成岩の影響にて炭質の劣化、炭層の彫蝕等が懸念されるし、又下二尺層も同様であり、且つ薄層であるので、兩層炭現在の片鋸を利用して、同時に立入坑道を設け、探炭の始末によつて探掘可否の調査を實施し、得る経済的可採区域を確認の上探掘する計画である。

又この外に前述の如く申請組鉱区の左隣部に新組鉱区として組登録第七三四号（昭和四十三年一月十一日まで）の追加設定を為してゐる。

かように三組鉱区の合併を實施してゐるので、之等の関連性からどうしても申請組鉱区を保有しなければならぬし、又申請組鉱区に依存する炭層は、実施炭層のみにて、杉谷五尺上層（五五〇〇噸）、下二尺層（五五〇〇〇噸）、土間八尺層（九六二五〇噸）、海軍八尺層（一五九五五〇噸）、合計四九五〇〇噸の炭収炭量（間三尺層（一七五〇〇噸）、幅五尺層（三〇〇〇〇〇噸））を、合計四九五〇〇噸の炭収炭量

拾

租税の存続期間の延長申請書

一 租税権者および延滞権者の氏名または名称および住所

福岡県基礎建設部大字賜生五番地

探掘権者 株式会社讃生鉱業所

右代表取締役 中村文平

福岡県北九州市若松区本町武丁目武〇大番地

租税権者 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入交太兵衛

二 租税の所在

福岡県基礎建設部

三 租税の登録番号

福岡県租税権登録第六四四号

四 延長する期間

自昭和参拾八年拾壹月貳拾参日

至昭和四拾壹年拾壹月貳拾貳日 五ヶ年間

1500円
182円54